

昭和三十四年二月二十六日(木曜日)午前十一時八分開会

二月二十五日委員小幡治和君辞任につき、その補欠として仲原善一君を議長において指名した。

委員長
理事
秋山俊一郎君

秋山俊一郎君
雨森 常夫君
堀本 宜實君
東 隆君
清澤 俊英君
北 勝太郎君

伊能	芳雄君	田中	茂穂君	仲原	善一君	藤野	繁雄君	大河原	一次君	河合	義一君	棚橋	小虎君	戸叶	武君	千田	正君	北條	篤八君
----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	-----	-----	----	-----	----	-----	----	----	----	----	----	-----

農林省農林 經濟局長	須賀 賢二君
農林政務次官	高橋 衛君
林野庁長官	山崎 齊君

常任委員
會專門員
安楽城敏男君

農林省農地局 管理部長	庄野五一郎君
農林省農地局 入植營業課長	安藤文一郎君

○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○森林開発公団法の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）

○委員長(秋山俊一郎君) ただいまか

ら農林水産委員会を開きます。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題にいたします。

この法律案は、去る二月十七日の委員会において予備審査を終つておりますが、一昨日衆議院において、全会一致をもつて原案通り可決、当委員会に付託されました。

ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長（秋山俊一郎君）速記を始め
て下さい。

それでは御異議がないようでありますから、さようにいたしましたして、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（閣法第五八号）を議題といたします。

本案については、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○東隆君 私は、この農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案に対して、社会党を代表して賛成をいたします。

そこで、この法律の改正は、資金の増額とそれから森林関係、造林関係の融資に関連をした二点であります。資金の、資本の増額については、これは、もとより当然のことです。そこで、造林関係の問題であります。今までの金融公庫から融資をした関係はどういうふうになっておるか申し上げます。組合、個人、会社と、こういうふうに分けて参りますと、累年の傾向は、組合、個人、会社と、こういう

ような順序は実のところを申し上げますと逆の形になりました。本来ならば組合を重点に置いてやるべき筋合いのものだろうと、こう考えておりました。

が、それが次第に会社の方に重点が置かれていくわけで、件数は少いけれども、それに融資をされる金額は非常に多いと、こういうふうな傾向をたどつ

ておるわけであります。そこで、問題になりますことは、造林のような仕事は長期の資金を要するのでありますから、従つて、日本における造林事業と

いうようなものは、資本を持つておる会社その他によつて独占をされるような傾向がある、こういう傾向が顯著に

か、こういう実は心配をしておったのでありますが、今回のこの措置によつ

て、長期の資金等が出るようなことによつて、相当の部分これによつて救済をされるようなことになってきたと思ふのでありますが、従つて、それに

よって部分林の問題、あるいは分収造林の問題、こういうような問題を、相当森林関係の団体がこれを中心にしてやり得る面が非常にふえてきた、こういうことは大へんいいことだと思う

わけであります。従って、私はこれを十分に一つ進めていただいて、さらにこの方面における増資その他の方面を一つ将来において考えて、そして進め

ていくことが適切であると、こういうふうと考えています。

従つて、以上申し添えまして、この法案の改正に対して賛成をいたします。

○委員長(秋山俊一郎君) ほかには御意見ございませんか。

○千田正君 全面的に賛成であります
が、特に私は、この際注意を要望して
おきますことは、先般の、三年前の参
議院議員選挙に際しまして、中金並び

に農業団体から、候補者に対しての選挙資金が流れたという問題で、決算委員会等におきまして、かつて中金の理事長その他が召喚されて参考人として

いろいろな内容の取調べを受けたことがあります。が、本年は選挙の年であり、しかも、選挙を通じて、かような

見えになっておられる政府当局は知らないかもしれない。しかし、決算委員

会等において、こういう問題が選挙後に出て、いろいろな問題をかもしたことがある。資金運用の面において、さようなことのないように私は特に要望

この趣旨に対しては賛成いたします。
 委員長(秋山俊一郎君) 他に御意見
 もないようですが、討論は終局したも
 のと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（秋山俊一郎君） 御異議ないと認めます。
それではこれより採決に入ります。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(秋山俊一郎君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致

をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきま

しては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(秋山俊一郎君) 御異議ないと認め、さように決定いたしました。

○委員長(秋山俊一郎君) 次に、開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)を議題にいたします。

この法律案につきましては、去る二月五日の委員会において提案理由の説明を聞いたのでありまして、ただいまから予備審査を行うことにいたします。

なお、この法律案は、昨二十五日、衆議院農林水産委員会において、お配りいたしております附帯決議を付して、全会一致で原案通り可決されました。

まず、補足説明を求めます。

○説明員(庄野五一郎君) 先般、開拓融資保証法の改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げました次第でございますが、なお、補足説明をいたしたいと存じます。

今回の改正につきましては、政府出資が、中央融資保証協会に對しまする政府出資が、三十三年度までは三億一千万円でございました分を、三十四年度において、八千万円追加投資いたしましたので、三億九千万円といたす点について改正いたす次第でございます。

御承知の通り、この開拓融資保証法は、二十八年からこの制度を開始しておる次第でございます。当初は、府政出資一億円、毎年増加の追加投資をいたしまして、三十三年度まで、今申しましたように三億一千万円でございました。三十四年度は、八千万円増で三億九千万円、それで、中央の融資保証協会の基金は、会員出資金、それから中央開拓信用基金協会の出資金、それから協会の基金繰り入れ、そういったものを加えまして、三十三年度末で

は四億一千五百六十二万円になっております。それで、中央保証協会の来年度の基金は、政府追加の八千万円を加えますと、四億九千五百六十二万円に相なる次第でございます。(清澤俊英君「それは現在でしよう」と述ぶ) たい

まは四億一千五百六十二万円でございますが、それを、三十四年度、この融資保証法の改正をいたしていただきますれば、八千万円の来年度は追加投資になるわけでございます。四億九千五百六十二万円に相なる次第でございます。それで、たいま三十三年度にお

きまする地方保証協会の基金状況は、現在四億七千二百五十七万八千円に相なっております次第でありまして、中央が、たいまは三十三年度で四億一千五百六十二万円、それで現在は地方協会の方

が五千六百九十五万五千円多いということになっておるわけであります。これ

が三十四年度におきましては、中央協会の方が二千万円多くなるので、この二千万円、中央保証協会の方が三十四年度に多くなりまして、来年度におきまする地方保証協会の方の出資計画によつて、これは大体均衡がとれるように相なる、こういう計画になっております。それで、この来年度におきまする四億九千五百六十二万円を基金といたしますれば、大体、その六倍の保証ワ

クがとれるわけでございまして、大体代位弁済をいたします分が、来年度においても二千一百五十九万程度予想いたしますので、それを引きました分の六倍ということで、来年度におきまする保証ワ

クは二十八億五千万円ということに相なる次第でございます。来年度保証ワクの増加につきま

して、その計算の基礎となります分について申し上げますと、大体来年度にお

きましては、中小家畜導入の分が約一億七千九百四十五万九千円、これだけの融資保証をするということになりま

すと、基金といたしましては、その六分の一の三千万円が必要である。それから過年度に借り入れしました分が、これは中期資金でございますので、なお保証ワクが残っておりますわけでありま

す。その基金分が一千七百七十万円、こういうことになりまして、中小家畜分の基金を要する分が四千七百七十万円、それから来年度におきまする肥料なり飼料の資金需要に

応じまする分が、大体融資ワクといたしまして、二十五億九千三百九十八万四千円でございます。これに必要

な基金はその六分の一の四億三千二百三十三万円、こういうことになりまして、両方の基金を合

せますと、四億七千四百三十三万円の資金が要るわけでござい

ますが、現在、基金が四億一千五百六十二万円、そのうち代位弁済で動いてない分が二千五百五十九万円、こういうものを差し引きま

すと、資金需要と現在分から引いた分が八千万円ということになりまして、この八千万円を来年度におきまして政

府から追加投資をいたしまして、開拓者の中短期の資金需要の保証ワクのワ

クの増大をはかって、需要に応じていく、こういうことに相なる次第でござ

います。なお、御参考までに申し上げますと、二十八年からこの制度が発足いた

しまして、今日大体三十三、三十四年度でございまして、十一月末でござい

た過去の負債が非常に経営の重圧に
なっている、こういう点も非常に大き
な営業不振の原因であるといふこと
でございますが、営業振興をやつてい
く上には、そういった負債をできるだけ
緩和して積極的に営業の改善に邁進で
きるようにやうていきたい、こういう
ような考え方で、まず第一点といしま
しては、開拓者資金融通の政府の貸付
金の履行延期を、国の債権の管理等に
関する法律によりまして、できるだけ
そのやむを得ない事情にあるものは履
行の延期等の措置を講じていきたい、
こういうような措置をとりたいと思つ
ております。三十三年度におきまして
は、ただいま北海道、東京等で約一億
七千万円程度の履行延期をやつており
ますが、なお、この法律の弾力ある運
用によりまして、今年度においては七
億程度というものは履行延期をせざる
を得ないのではないか、こういうよう
な考えでおります。

それから災害経営資金の営業改善資
金への借りかえ、これは災害資金が非
常に経営の重圧になっておるわけでござ
います、現在この災害資金のうち
大体昨年の十二月までに三十億程度の
借りかえが終つておるわけでありま
す。なお、三月までには十億程度で、
四十億程度は本年度中に借りかえをい
たしたい。その利子分といつたしまし
て、来年度の予算には一億四千万円程
度の利子補給分が計上してございまし
て、その借りかえは全部借りかえでき
るようにいたしたい。なお、本年度の
災害資金から借りかえられるものも来
年度においては十億円程度がある、こ
ういふふうにご予定しております。そ
れからこういう政府資金なり、あるいは

災害資金なりのほかに、個人的に高利
のものを借りているものが非常に経営
の重圧になっているといふことがござ
います、毎年自作農資金でこの肩が
わりをやつてきておるわけでもござい
ます。三十二年度におきましては五億二
千五百万円、それから三十三年度にお
きましては七億を今割り当てられてお
りますが、なお、ただいま追加いたし
まして五億五千万円追加して、三十三
年度は合計十二億五千万円の自作農資
金を割り当てております。さらに三十
四年度におきましては十六億四千九百
万円、の自作農資金を割り当てるとい
うことになっておるわけでありまして、
これによりまして個人負債は全部借りか
えを了する。これによりまして一挙に高
利負債の整理をいたしまして、それで
経営の安定に資していききたい、かよう
な考えでございます。

なお、そのほか来年度におきまして
は、指導態勢を強化するという意味
で、開拓指導員につきましては、五
十名増加いたしまして、さらに指導の
万全を期す、あるいは開拓農協の経理
なり健全な育成、そういう意味におき
まして組合指導員の派遣による農協の
育成、そういう点もあわせ考えまし
て一そう経営安定に資していききたい、
こういうような考え方で、来年度は政
府資金の大幅な貸し出し、あるいは追
加なり、建設工事の促進といつたよう
な面、それから債務条件を緩和して営
業に邁進できるように肩がわりしてや
る、そういった点にいろいろな手を打
ちまして振興計画の達成をやつていき
たい。その一環といたしまして、政府
追加八千万円をもちまして保証法によ
る短期の資金利用の確保をはかりた

い、こういうことであります。
どうか一つ、保証法の改正につきま
して十分御審議願ひたいと思つていま
す。御質疑のある向きは御質疑を願
ひます。

○委員(秋山俊一郎君) ただいまか
ら審査に入ります。まず、質疑を行
います。御質疑のある向きは御質疑を願
ひます。

○千田正君 今、管理部長から御説明
ありましたが、従来開拓農家が非常に
いろいろな借り入れをしてゐる。現在
困つてゐるのは、幾口も借り入れをし
て、そうしてせっかく政府があつたか
く手を伸べて、かりに今度の融資法を
改正してやうていふという金を融資
をして、現実には未端の開拓農家の
手に入るの非常に少い。借りかえ借
りかえで、借りかえの利子に取られ、
償還に取られてしまつて、實際は手
に入るの少いといふのが開拓農家の苦
しい陳情であるのでありますが、この
点は一歩どうなつておりますか。その
原因として、私はお伺ひしたいのは、
開拓農家の一戸当りの平均の農業収
入、農業外の収入、いわゆる日雇その
他によつて雇われて臨時収入をはか
つてゐるところの農業外の収入、それ
から営業費、経営費、これの比較が一
戸当りの平均はどうなつてゐるか、そ
の点をまず第一点にお伺ひしたいと思
ひます。

○説明員(庄野五一郎君) 開拓者の経
営経済調査の結果で申し上げますと、
三十二年度の分が出ておりますが、農
業収入の方から申し上げますと、三十
二年度におきまして、総額三十七万二
千八百円になっております。その内訳
は、現金で三十三万二千九百円、それ

ら現物収入で六万九千九百円、こうい
うことになっております。その種類別
の収入で申し上げますと、農産物で
甲種収入といつておりますが、大体農
産物の収入でございまして、十九万七
千八百円、それから畜産関係の収入で
ございまして、これは牛乳等の収入で
ございまして、十二万五千二百円、そ
れからその他の加工収入その他を合せ
まして一十九万九千八百円、こういうこ
とになります。これが大体収入でござ
いまして、この比率から申し上げますと、
いわゆる農産物収入が五三%、それから
畜産収入が四二%、その他加工品その
他が六%、こういうことに相なつてお
ります。

それから農業の経営費の方でござ
います、大体支出になるわけござ
います、総額二十万九千九百円、その
内訳は、肥料費で四万一千六百円、そ
れから飼料費が、これは高くなつてお
りますが、六万三千五百円、それから
種苗が七千六百円、それから小農具等
の費用が四千六百円、その他の間接費
でございまして、これが二万四千六百
円、その他が六万七千六百円、全部で
経営費の支出は二十万九千九百円、こ
ういふことになっておりますが、この
比率は肥料費が二〇%、それから飼料
費が三〇%、それから種苗費が四%、
小農具が二%、間接費が一%、その
他が三%になっております。

それから、今御質問になりました政府
貸付金が、御承知のように、三分六厘
五毛と五分五厘の二口の分が基礎資金
なり、あるいは営業改善資金なりとい
つたように、いろいろな年度ごとに
分れておりますが、幾口にもこれが分
れてゐるということにつきましては、
来年度は予算を組みまして三分六厘五
毛の口と五分五厘の口に、これを農家
ごとに整理して、その利払いなり、元
本の支払いの期日等を明確にし
ていって、そういう点についての取扱
いをも少し簡便にするように、整理
のための事務費を予算に計上いたして
おります。

○千田正君 今農業収入と家計費並び
に経営費の詳細な御説明がありました
が、農業収入にしましては、家計費に
しましては、前年度に比較しますとい
うとある程度増加しておるはずであ
ります。差引するといふと、實際は赤字
ではございませんか。

○説明員(安藤文一郎君) それでは、
私から御説明申し上げますが、前年度
と比較いたしまして、粗収入の面では
増加をいたしております。大体、わず
かでございますが一千万程度でござ
います。それから経営費の面が非常に増
加をいたしております。前年度が十八
万六千円で、先ほども部長から申し上
げましたように、三十二年度が二十万
九千円でございますので、二万円ほど
増加しておるわけでございます。この
経営費の内訳を分析して参りますと、

肥料費は大してふえておりませんが、えさが非常にふえております。これはやはり開拓農家が現在のような牧畜農業でやっていくというふうなことで、非常に営農の安定が期し得られない。やはり家畜を入れていかなければいけないというふうな結果、飼料費が大幅に増大しているというふうに私は観察をいたしております。実数で申し上げますと、三十二年が六万三千五百円に對しまして、飼料費の方は四万七千三百円、実に二万円近くの増加をいたしております。それから逆に家計費の方でござりますが、家計費につきましては、多少増加をいたしておりますが、三十二年が二十三万一千円に對しまして、三十一年度が二十二万八千円、三千円程度の増加にすぎません。大体家計費の方は切り詰めまして、経営の方に費用を向けているというふうな状態かと思われまゝ。なお、先ほど部長が申し上げましたほかに、農業外収入をいたしましては、大体七万六千円の収入がござります。大体これも前年度と比べて九千円ほどの増加を示しております。

○千田正君 ですから、農業収入は三十七万何がし、農業外収入が七万何がしと、これがいわゆる開拓農家の収入であつて、支出の面におけるところの経営費が二十万、家計費が二十三万、これらを合計して収入と支出を比較した場合においては、約九千円くらいの赤字になるんじやありませんか。

○説明員(庄野五郎君) 三十二年におきます収支バランスにおきましては、差引の面からいいますと、平均でござりますが、一万円足らずの赤字になっております。

○千田正君 そういうような現状にあって、さらに借り受けたところの償還をしなければならぬ、利子を払わなければならぬ、こういう状況のもとで、一体開拓農家の経営がうまくいくとはわれわれ考えられない。そこで、抜本的な政策をやらねばならない。これは、借入金雪だるま式にふえていく、そうしてこれはふえていく、その実態が実際に経営の農家の方に入つてくればいけれども、途中において、いろいろ前の借款に対する償還、さらにプラスして利息、そういうもので、これまた雪だるま式にふえていく。実質的には借入金もふえるが同時に償還金もふえていく。かてて加えて、現実においては営農が赤字である、これではとても開拓農家はやっていけない、これが現状じゃないでしょうか。私は、今度の開拓融資保証法を改正されることはすこぶる賛成であります。賛成であります。抜本的な政策をやらなければならぬ、おそろしく開拓というものはこのまま野たれ死にしてしまふ。そこで、政府として考えるのは何かそこに抜本的な策を講ずる意思がないのか。たとえていえば、現在におきまして、この開拓農家において一番苦しいのは、かつて借り受けた諸君がそのうちにとても営農はやりきれなくて、そうして農地を捨てて去つてしまふ、去つてしまつたがやはり共同の責任上、そうした借入金に対しては償還をしなければならぬ、その償還というふうな問題は、もう逃げていった人の分までしよつていかなければならぬ、こういうもの、分までしよつて赤字の農家経営というものはやめていけないだろう、こういうものは

は切り捨てなければならぬだろう、そういう面などを十分考えなければならぬ。さらに、たとえば開拓地において、このままでいったらとてもだめだ、そこで略農の方面に一つの開拓の光明を見出して略農経営を開拓農民をして重点的にやらせよう、そうするならば、その裏づけとしての何かはつきりしたものを打ち出さなかつたならば、これはまた容易ではない。現状の開拓農民の声というものは、政府が借してくれるのはありがたいが、同時に、償還をしなければならぬというその責任は雪だるま式にふえていく、農地を捨てていったかつての同士の分まで引き受けなければならぬ、こういうものは政府において、現実においては自分らが使つてないんだから、こういう面は切り捨てなければならぬやうに思ふ。か。そういう面に対してはどういうふうにお考えですか。

○説明員(庄野五郎君) 御質問のうちに、過去におきます政府資金の貸付金なり、あるいは災害資金なり、あるいは先ほど申し上げましたように、個人負債の問題等で開拓者が非常に経営に不振を來たしていることは御趣旨の通りでござりますが、これに對しましては政府といたしまして、先ほど御説明申し上げましたが、三十九年間に振興計画を立てまして、その振興計画に基きまして経営転換なり、必要な資金なりは供給する、そのために開拓者資金金融通特別会計のそういう振興に要する資金というものを、三十三年度は約十八億でござりましたが、三十四年度はこれを二十三億八千万円というふう大幅にこれを増加して、追加して、

開拓地に融資いたしまして、経営転換に積極的に、そしてそれによつて安定をはかる、そういうふうな考え方をいたしてござります。反面、この政府資金が、三十三年度は回収金、いわゆる開拓者からの回収をはかる回収金を十四億程度見込んでいたわけでござりますが、これが現在の実績では約七億程度しか返つてこないじゃないか。あとの七億程度は、これは国の債権の管理等に関する法律によりまして、その状況に應じてやむを得ないものは償還猶予、延期をする、で、これによりまして返せる余裕のある人から回収できるものは七億程度、どうしても、これを返したために経営がうまくいかないというふうなことになるやうな、実情に應じて七億程度はこの償還を猶予する、こういうふうな、三十三年度については措置を講ずることにして、今手続をやつておる次第でござりますが、

なお、三十四年にござりますが、前年の回収金は、大体当年度に回収見込みの分の七割程度を回収するという見込みで、政府の収支の予算を組んだわけでござりますが、三十四年度は、やはり三十三年度までの実績等を考えまして、七割を回収するというのは非常に無理があるし、これでは開拓者の非常な負担になるということでござりますので、三十四年度は、大体当年度に回収見込みの分の三割程度に、大体前年の実績程度の三割程度を回収していたで、あとはやはり債権管理法何かで実情によつて猶予せざるを得ない、そういうふうな回収金をできるだけ緩和していく、こういう方向を政府資金にはとつておる次第でござります。

なお、天災資金等は、これは改善資金に乗りかえて、償還期限を十年に引き延ばしていつて、その負担の軽減をはかる、こういうことを、先ほど申しましたように、本年度末までには四十億程度を借りかえる、それから来年度分としては十億、約五十億程度は来年度のうちに借りかえをする、こういうふうな十年に延期するというところで開拓者の負担を非常に軽減できるのじゃないかと、こういうふうな考えております。

それから自作農資金は、大体振興計画で上つてきた分については来年度一ぱいで全部これは、要望されている額が約三十五億程度でござりますが、来年度十六億四千九百万円、一挙に貸し出すことによりまして、旧債の高利のものは全部自作農資金に肩がわりする、こういうふうな諸般の手を打つて開拓者の負債の緩和をはかつていきたいという考えでござります。

○千田正君 私ばかり質問しちゃいけませんからこの程度でやめますけれども、今のお話の通り、だいたいいろいろの借入金を行なつておる。背中にそういう借金という重荷をしょつて、なおかつ、増反していかなければならぬ、というものが大体開拓地の現状であります。先ほどお話のありました通り、十四億融資してやつてもそのうちの七億しか返つてこない、半分しか返らない、だから半分のは非常に苦しい立場にあるのだということを予想しなければならぬと思うし、増反をすればするほどそれだけの経営費がかかる、家計費がかかる、こういう面も十分考慮しなければならぬと思うのであります。昨年までは大体平均二町二

反歩くらしい耕作をしたはずでありま
す。前々年度の三十二年までの一年
間における増反の比率は一体どれくら
いでありましたか。同時に、一体どれく
らい増しているか。

○説明員(庄野五郎君) 三十二年度
末においては、一戸当り大体二町一反
ということになっておりますが、現在
では、全国平均で一戸当り一反程度が
ふえております。

なお、先ほど御質問がありました
が、離農者の分でございますが、離農
いたしました場合については、よく実
情を調査いたしまして、いわゆる連帯
保証になつてゐる分は、これをその離
農者の個人債務に改めて処置する、そ
ういったような便法も講じて、離農の
ために、あとに残つた人が非常な負担
過重のために経営不振にならないよう
に、そういう措置も講じておる次第で
ございます。

○千田正君 今お話のありました通
り、三十二年度は前年度より一反歩増
反しておる。増反した分の経費その他
十分考へておられるかどうか私は非常
に疑問だと思ひ、先ほどからたびたび
申し上げました通り、幾種類もの借金を
しつていかなくてはならないこの開
拓者の実情から考へまして、少くとも二
つくらいの種類に整理して、そうして
借入れにつきましたも、もっと簡単な
方式でやつていかなければ、とても開
拓者農家なんてやつていけない。むしろ
零細農、はなはだしいのは農地を捨て
て去つていく、これがいわゆる国策か
といふこと、われわれはこの国策の貧
困に對してあえて究明したいんです。
それで、むしろある程度のもは一応
の段階をつけてストップするなり、あ

るいは切り捨てるなりしなければや
つていけないという様な現状であらう
と思ふのでありまして、これは将来残
されるところの基本政策の抜本的な運
営方法を政府としては考へてもらいた
い。これは私から特にこの点を要望し
ますと同時に、今日この法案の審議に
当りまして、さらにほかの各位の御質
問もありましようから、いずれまたあ
とでお尋ねいたすことにして、一応
私はこの程度にしておきたいと思ひ
ます。

○戸叶武君 ただいま千田君も指摘し
ましたけれども、開拓者がやはり一
番打撃をこうむつてゐるのは、凍霜害
のやうな場合において、新しい開拓地
の人がやはりそういう災害に對する地
理的の不利な条件のもとに置かれて抵
抗力が弱いこと、もう一つは、新規
に生産農民として加つてきた開拓者
といふものが、政府奨励によるところ
の酪農といふものに非常な比重を置い
て飛びついた。ところが、飛びついた
とたん乳価の暴落といふやうなこと
によつて思ひがけない打撃をこうむつ
た。これに對して政府の処置といふも
のが十分なされてゐなかつた。まあ酪
農におきまして、農家収入において一
三%ないし一五%と今日ではいわれて
いるのに比較して、養蚕農家は五%な
いし三%くらいに下つていやしないか
といふわけで、この對して、この繭糸
価格の安定やなにかにおいて養蚕農家
の救護といふものには非常に政府が思
ひ切つた手を打つてゐるが、酪農の
危機、特にその危機に當つて一番深刻
な打撃を受けたところの開拓農民
に對しての手の差し伸べ方が非常に足
りなかつたと思ひますが、そういうこ

とがこの金融の面にも非常な弱点とし
て現れてゐるのですが、これに對し
て政府はどう考へてゐるのか。

○説明員(庄野五郎君) 開拓者につ
きましては、今まで御承知のやうに、
主穀を中心としてやつておりました。
そのためにこうなりました風水害な
り、あるいは北の方から申しますと、
冷害が非常に大きなウエイトを占めて
おるわけでありまして、そういうた
点につきましては、御承知のやうに
天災融資法による災害復旧資金を貸し
出しまして、それをもつて経営安定を
はかる。なお、この開拓者について
は、特にこの経営資金が期間が短かい
といふやうな点につきまして、返済困
難あるいはその返済のために経営がさ
らに悪くなる、こういう点がありまし
たので、これを一昨年、振興法により
まして、経営改善資金といふものに乘
りかかつて、この期間の延長をはかつ
て引き続き利子補給をやる、こういう
制度でこの返済なり、負債の軽減をは
かつたわけでございます。

なお、お尋ねの乳価の問題あるいは
酪農の問題でございますが、そういう
主穀農業から今後は、われわれとい
つたしましては、できるだけ多角的な酪
農なり果樹経営に移していきたい、こ
ういふやうな考へております。で、こ
れにつきましては、御承知のやうに開
拓地でございますが、その生産基盤に
おいてできるだけ採草、放牧地といつ
たやうな付帯地の配分等を考へまし
て、いわゆる自給飼料による依存度を
高くするやうな努力をかねてからやつ
ておるわけでございますが、この努力
によりまして、いわゆる購入飼料とい
うものに対する依存度が、既存農家よ

り開拓農家の方がはるかに低く、自
給飼料に依存してゐる。そういう面
につきましては、乳価等の問題に對しま
して、既存農家よりは非常な抵抗力を
持つておるわけでありまして、乳価の
低落といふことによる開拓者の収入の
減はやはり免れないわけでございます
で、そういう面からくる経営の影響と
いふものにつきましては、われわれと
いたしましては、これは結局、その政
府資金等をさらに低利のものを貸す
といふやうな面から、こういう面の措
置を講じていく。あるいはそういう面か
らくる経営のためにいろいろな負債が
かさんでいくといふ面については、負
債の方の軽減をはかる、こういう状態
でやつております。

○戸叶武君 開拓者は既存農家と比較
すると、まだ根が十分張つてないの
で、やはり災害とか、それから酪農の
危機とか、そういうものの風当たり
に對しての抵抗力といふものが弱い
のです。特に酪農が相当数に上るとい
うのは、新しい試みを政府の言う通り
にやつて、そうして思ひがけない災
難にあつて、そうして絶望して離農
してゐる者も非常に多いので、この開
拓者の負債緩和について、ただいまの
説明によると、いろいろ方端の配慮を
行なつておる。さらに政府で今度考
へてゐたよりも、もっと返還といふ
ことと對して困難な面があるといふ
ことを十分考慮しなければならぬとい
ふことまで述べられておられますが、千
田君も指摘されておりましたが、いろ
んな種類の負債の重荷にあへないで
いふといふ、いい考へも出ないのです。
こういう資本蓄積その他の面に對して
根を張つていない開拓農家に対して思

い切つた負債整理の緩和の方法とい
うものをとらないと、そこから私は非
常に困難が起きてくるのではないかと
思ふのでありますが、今までの離農とい
ふことには、ただ単に農業になれな
かつたといふ形からだけではなく、私
はまづこゝろに取つ組んでいながら、
しよしい投げを食つて、そうして絶望
して離農していく者が相当あるのじや
ないかと思ひますが、政府はその実態
に對しては、正確な統計なり、調査資
料は持つていないでしようか、その点
も承つておきたい。

○説明員(庄野五郎君) 離農原因に
ついては、調査いたしておりますが、
今資料をここに持つておられますの
で、後刻取り寄せておしる報告いたし
たいと思ひます。離農の問題がいろ
いろ問題になるわけでございますが、過
去におきます緊急開墾時代は非常に
無計画に入つたといふやうなことが
ありまして、その大部分が、過剰入植
といふ点が非常に大きな経営不振の
原因になつておるわけでございます。
そういう面から離農する方もござい
ますが、そういう過剰入植の地帯等に
つきましては、なお近傍に国有地の未
墾地等がございますれば、計画を変更
いたしまして、再売り渡しをやつて経
営の規模の適正な大きさまで拡大す
る、あるいは間引きをいたしまして、
間引きといふ悪いのでございませ
うが、間引きをいたしまして、たとえ
ば干拓地ができましたやうな場合に、
干拓地に移住入植といふやうな、移す
といふ山から干拓地の方に移し
て、その移住いたしました跡を、さらに
残りました開拓者に再配分して経営の
拡大をはかる、そういうたいわゆる政

府の余裕のある土地があれば再売り渡しをする、あるいは干拓地にさらに移して行く、そういったいろいろな手を打って、残る分についてのさらにまた再入植の点についても、なお、住宅等についても、未開地等の予算も組んで、そういった点の促進を進めておる次第でございます。

○戸叶武君 その経営規模の問題は開拓だけの問題ではありませぬけれども、開拓の方にも特に酪農とか果樹栽培とかいうことを政府も先にあげておりますが、そういうものをやるのには、北海道あたりでもやはり理想的には十町歩以上のものがほしい、内地においても三町歩以下では困難だということ、これは農業に従っておる開拓農民の人たちの異口同音の声だと思ふのです。そういう点において酪農もいい、果樹栽培もいいというふうな——果樹栽培なんかにおいては、相当の期間収入がないのでありまして、やはりそこには資金の裏づけというものがなければそういう転換というものはきわめて困難なんで、既存農家においては若干の資本蓄積なりなんなり持っているから、その間食いつなぐことができるのだが、開拓農家においては、そういうことができないというのが開拓農民の訴えなんです。私は先般山梨県において、岡山県から導入したところの水桃の成果というのを見、粗収入反当り十万円くらいになっており、私の県の栃木県なんかでも、ナシがやはり粗収入反十万円ぐらいの所があります、そういうふうな既存農家の相当の土地を持っているなり、あるいは資本の若干の蓄積を持っている所なりでは、政府施策に応じてこの転換が可能

であるけれども、開拓農民というふうなものを既存農家と同じように取り扱おうと、そういう点が非常に困難だと思ふのですが、開拓農民に対しては特殊な金融措置なりなんなりというものを考えておられるかどうか、そのことを承わりたい。

○説明員(庄野五一郎君) 過去には、入植しておられます既入植者の方の経営転換ということにつきましては、特に一昨年から臨時振興法に基づきまして、こういう方の振興対策を立てまして、それに基づいて経営の安定をはかると。その内容は、経営の転換等を基調とするわけでございまして、そういった経営の転換、これは先ほど申しましたように、やはり適地適産と申しますか、主穀農業に偏した経営を多角的な経営の方に転換をいたしまして振興対策を達成する、こういうような内容になるわけでございまして、その振興計画に基づきまして、政府といたしましては、その必要な資金を開拓者資金融通の特別会計から営農振興資金として五分五厘の利率で貸し出す、こういうことに相なっております。なお、これから今後新しく入植される分につきましては、過去におきます開拓のいろいろな苦い経験に倣しまして、その類型を新しく今度策定いたしました、基本営農類型と申しておりますが、北海道三類型、内地が四類型の七類型に大体分類いたしまして、酪農中心あるいは果樹園芸を中心とするもの、あるいは畑作を中心とするもの、そういった地帯による適性によってその類型を分けしておりますが、それによりまして、大體その特徴は機械開墾で、入植当初に耕地の全部を機械開墾で一挙に一年な

いし二年でやる。今までは大體人畜力で五、六年要して徐々に開墾したのを、機械力をもって営農が安定するよう、開拓の当初に政府資金なり、あるいは公庫の資金なりを貸し出していき、そういうような考え方でございまして、既入植者の振興対策資金、さらにまた新規の新しい基本営農資金、そういうものに分けて政府資金を貸し出す、あるいは公庫資金を貸し出す、そういうことで経営の安定をはかっている、こう考えております。

○東隆君 ちょうどいい資料を見ますと、開拓者負債額は、政府資金関係とそれから災害経営資金、そういうものを合せて二百二十七億三千万円、それから個人の債務、営農振興資金等の負債総額が七十二億八千万円、合計約三百億ぐらいになるわけですが、私は、昨年の開拓営農振興臨時措置法による関係ですね、この関係で、主として営農関係に關係をしておるものだけについての負債の処理の面は多少明るくなってきておると思うのですけれども、今までの負債額のうち、政府資金その他のものが償還期限がきて、そうして償還をされないものが何に転換されているか、政府に償還をしていないけれども、しかし、償還の財源がないからそれを別なところから借り込んで、そうして支払いをしておる。そういうような形でできているのがたくさんあると思う。ことに北海道の場合には、冷害その他がだいぶ続いておりますから、従って、償還期限の到来したもののほど、実のところを言うと、政府に納めた者は、払った者は、実は別の方から高利の金を借りてきて、組合から借りた場合にはまだいいのですけれど

も、組合以外から借りてそうしてそのつを支払う、こんなふうな形ができ、そうして実質的には借金をしておるもののその金利、それから償還の年限、そういうようなもの、非常に劣悪な条件のもとにおいて借りかえをしておる。こういうような形が相当出ておるのですが、そこで、約三百億の負債の中でそういうようなものをどういうふうな農林省の方で觀察をされておるか、それはおわかりになりますか。

○説明員(庄野五一郎君) この七十二億八千万円でございますが、この大體内訳は、開拓融資保証制度による資金として、営農振興資金でございまして、それが約十六億ということになっております。それから営農改善資金に二億一千万円、それから自作農の創設維持資金が五億三千万円、これは三十二年度でございますので五億三千万円しか出ておりません。それからいわゆるその他の個人負債、これは個人が高利のものを借りておると推定されるのが四十九億四千万円、七十二億八千万円でございますが、こういうような内訳になっております。それで最近の政府の特別会計で貸しておりますいわゆる政府資金というものが非常に大きなウェイトを占めておるわけでございまして、この償還状況を見ますと、昭和三十年度が、大體同年度の償還予定額の六割七分、六七％が償還されておりますが、三十一年度になりまして、これが収納率が五七％、それから三十二年度に移りますと収納率が三六・六％、三十三度は、今収納中でございまして、まだ比率は出ておりませんが、現在までのところでは、収納率が大體三〇％程度になるのじゃないかと、こう見込まれておるわけでありまして、政府資金が非常に最近回収が悪くなっている、こういう点から見ますと、政府資金が非常に大きな農家における借入金ウェイトを占めているところを見ますと、結局、これらの履行の遅滞というところにしわが寄ってきているのではないかと思います。

○東隆君 開拓関係の資金で、実のところをいうと、償還の財源を貸付の財源に当てはめるようになっておるといふふうになっておりませんか。そうでありませんか。償還をされたものを財源にして貸し出しをするようになっておりました。

○説明員(庄野五一郎君) 開拓資金融通特別会計の中は、三年据置で償還期に入りますから、償還期に入りますと、元金とその利息というものが回収金でございまして、それから運用部資金を借り入れますが、両方が貸付原資になるわけでございまして、昨年は運用部資金を十八億借り入れて、償還原資を十四億というふうに見込んで三十三年度の特別会計の原資が構成されておりますが、三十四年度につきましては、これを回収する分を三十三年度通り計算しますと二十二億程度になります。これを、先ほど御質問に答えて申し上げましたように、三割程度に押えるということになりまして、それが十億になりますので、回収原資を十億、それから運用部資金の借り入れを二十八億、前年の十八億に比べまして十億増加いたしました二十八億借りることになっております。その両者を合せて貸付原資にする、こういうふうになっております。

○東隆君 今の、回収を三割程度に見

積ったと、こういうのは私はいいと思
うのですけれども、今までのやり方と
いうのは、相当償還をしなければ出さ
ないぞと、こういう形でもって相当強
く要望されておったために転換をされ
たものがあると思うのです。高利の金
を借りて、そしてそれで借りた金で償
還をする。依然として借金が残る。しか
も、その借金をしたものは高利の金
で、しかも、年限の短かいもので、こ
ういふような条件の悪いやつに借りかえ
をやったというのが相当あると思うの
です。そういう面に対するものは、私
はこの七十二億八千万円の中に相当出
てくるのじゃないかと、こう思うので
すが、そういうわけじゃないのですか。
○説明員(庄野五郎君) 場合により
ましては、この個人負債四十九億四千
万円程度と、こう申しました中に、そ
ういふものも含まれておるものと存じ
ます。こういう個人負債で特にそうい
う高利のものは、先ほどから申します
ように、自作農資金で肩がわりする
という道も——三十二年度、三十三年度
あるいは来年度等も個人負債はできる
だけなくして、こういふ方針
をとっております。

百万円出しますと、三十三年度が十二
億七千万円出すことにいたしましたお
りです。すでにこのうち、先ほど申し
ましたように、七億五千万円は実施済
みでございますが、ただいま五億五千
万円について認定手続を進めておるわ
けでございます。三十三年度が十二
億七千万円、それから三十二年度
がすでに実施した分が五億二千五百万
円でございますので、来年度を合せま
すと、自作農資金で肩がわりする分が三
十四億四千九百万円ということになり
まして、個人負債については相当軽減
できる、こう考えております。
○東隆君 開拓農家に自作農創設の資
金を貸す場合に、一戸当たり平均どのぐ
らい行っているんですか。
○説明員(庄野五郎君) 大体の平均
で申しますと、北海道が、一開拓農家
当たり十五万でございます。それから内
地が、大体八万ということになってお
ります。
○東隆君 八万、開拓農家ですね。
○説明員(庄野五郎君) 開拓農家で
ございませう。

○東隆君 実はこの三百億の負債で
もって十五万と仮定すると、一戸当り
二十万平均になるのですがね、農家の
負債額が、開拓農家の負債額がざっと
二十万ぐらいになるんですね。そうし
てこれは地方によって、面積の非常に
大きいものなのなんだ、そういうもの
のなっていくと相当なものになると
思うんですが、その場合に、自作農創
設維持の方に重点を置く場合に、やは
り金利の高いものを先に支払うのが、
これが考え方だろうと思うんですが、
これも、どういふようなやり方をおや
りになるのですか。その十五万ではお
らく相当な不足を来すおそれがある
から、一般のものと同じようにして、
額をもう少し出して、そうして個人負
債とそれから政府の負債をほとんど一
本化するような形ですね、これが一番
長期でそうして金利が安いのですか
ら、これに切りかえていくというよう
な形はできないのですか。
○説明員(庄野五郎君) やはりその
個人負債を、いわゆる金貸しから借り
たといったような個人負債で、金利が
高くてそうして短期のもの、政府資金
あたりは、自作農資金では借りかえは
やらないことになっておまして、自
作農資金は、やはり個人負債というこ
とを中心にして、そうしてそういうも
のの金利が高くて期限のきつていて、あ
るいは短かい、あるいは強制執行のお
それがあるもの、そういうものから優
先するように御趣旨の通りやっております。

○東隆君 この開拓農振興臨時措置
法によるところの資金は、これは政府
資金のなんなの、そういうふうには十
数項に分れているけれども、まとめて
それを整理をするのじゃないのですか。
○説明員(庄野五郎君) これは改善
資金に乗りかえるというものは、天災法
に基いて従来毎年貸し出してありま
す。これは凍霜害とか、風水害、そう
いった災害資金が大体五年の償還期に
なっているわけでございますが、これ
は据え置かない五年の償還、そうした
ものが累積して参りますと、非常に経
営を圧迫して参るということで、これ
を振興法に基いて十年期限のものに借
りかえる、これが趣旨でございます。
○東隆君 この四十九億八千万円の個
人負債額、これが実は中心になって自
作農創設維持資金によって整理をする
対象になると思うのですが、どうです
か。この金額はそう大きな金額じゃな
いと思うのですがね。四十九億八千万
円ですから、だから、この分を一挙に
整理するのですね、そういう方法は考え
られないのですか、開拓農について。
○説明員(庄野五郎君) 先ほど申し
ましたように、この四十九億八千万円
を合わせて申しますと、自作農維持資
金五億三千万円、これが三十二年度で
ございまして、三十二年度の分が出
て、四十九億が減ってきておるわけに
ございまして、これが三十三年度にな
りますと、さらに、先ほど申しました
ように、十二億七千万円自作農資金
金から出してありますので、自作農資
金の部がふえて、この個人負債の部が
減ってくる、こういうことになって
くるのではないかと思います。これは
今三十二年度の集計しかございませ
けれども、それでわれわれの方で、
今、自作農資金で緊急に対処した
と、こう思っております分は、結局、
開拓農家のうちでも、この振興法に基
きまして振興計画を立てて、早急に安
定を要するという農家を第一に対象に
置いて、そうして自作農資金でその個
人負債を借りかえていきたい。この四
十九億四千万円の中には、全開拓農家
を含んでいるわけでございますが、振
興法に基いて振興計画を立てようとい
う農家は、大体三十四年三月三十一日
末で十戸四千戸程度になる。大体十
四千戸程度の個人負債が、三十三年度
の分に合致して全部自作農資金に肩が
わりできる。そういう計画で、来年度
百億のうち、十六億四千九百万円を一
応予定した次第でございます。

○委員長(秋山俊一郎君) ちょっと速
記をとめて下さい。
〔速記中止〕
○委員長(秋山俊一郎君) 速記を始め
て下さい。
○千田正君 今の東委員の質問に対
し、庄野部長からお答えがあったので
すけれども、振興法による振興資金で
すねてこれは政府の特別会計から出し
ておるのですか。一般予算ではないで
しょう。特別会計から出しておったは
ずですね。実際一戸当り平均どのくら
い渡っておりますか。私の調べたところ
によりまして、一戸当り二千四百円
ぐらいいく渡っていない。これじゃと
ても振興どころの話じゃない。どうな
るんですか。
○説明員(庄野五郎君) 振興計画に
基いて、今こちらの方で三年ないし五
年の間に特別会計から貸し出す平均の
予定額は、十二万八千円を一戸に三年
間に大体貸し付ける、こういう計画で
進めております。
○千田正君 今まで渡っているのは、
そういう順序で渡っておりますか、実
際そういうふうな額で。
○説明員(庄野五郎君) 大体一戸に
三年間に分割して貸す予定にいたして
おりまして、これがこま切れになっ
て三分の一ずつ貸すというふうなこと
で効果が上らないというののないう
に、重点的に集中して貸せるように
指導いたしております。三年間計画で
大体一農家に十二万八千円、こう申し
ておりますが、あまりこま切れになっ
て、結局経営の資金に支障を来たさな
いというふうなふうに指導はいたして
おります。
○委員長(秋山俊一郎君) それでは、

午前中の委員会は、この程度で打ち切りまして、しばらく休憩いたしまして、午後一時半から再開いたします。
暫時休憩いたします。

午後零時三十五分休憩

午後一時四十六分開会

○委員長(秋山俊一郎君) 午前引き続きまして委員会を開会いたします。開拓融資保証法の一部を改正する法律案についての質疑を続行いたします。

○大河原一孝君 午前中に行われました千田委員並びに戸叶委員の発言とも関連するものであります。たまたま東委員の質問の中で、開拓農民の一戸当りの負債の額が二十万円というようにありますが、先ほど述べられたと思うのであります。私の調べによりますと、実際は三十六万になっている。しかも、その三十六万のうち、十二万がこれは政府の資金であり、他の二十四万はこれは高利債を含む諸負債である、こういうふうな調べが私の手元にあるのであります。実際はどうなっておりますか。これから先にお聞きしたいと思ひます。

○説明員(庄野五一郎君) 先ほど御質問にお答えいたしました、大体二十万と、こう申しましたのは平均でございます。これは今の政府資金その他公庫資金なり、あるいは保証法に基いて保証によって借り受けました短期資金なり、その他の個人負債なりを一応全部集めましたものが全額で三百億でございます。それを大体一戸当りに平均いたしますと二十万程度、こういうことに相なります。それで農家によりましては、北海道の方から東北にかけては経営規模の大きい農家等につ

きましては、西の方の経営規模の小さい開拓者に比べて、政府資金とか、あるいは経営資金などが余分に要るわけでございますので、その間に相当の格差はあるわけでございます。御質問のようないくつかのところで、そういうことに相なっております。存じております。

○大河原一孝君 実際に入植者の戸数が、先ほどは十四万四千とも言われておりますし、また十五万戸であるというふうに言われておりますが、その実際の数字は、どれがほんとうですか。

○説明員(庄野五一郎君) ただいまのこちらの統計で申しますと、正確に申しますと、十四万六千六百戸に相なっております。まるめてこれを十五万戸と、こういうふうに申しておりますが、正確に申しますとそうであり

○大河原一孝君 わかりました。それではお聞き申し上げたのであります。政府は先に法の制定によりまして、今後、いわゆる開拓農民の安定をはかるという意味から、法の制定によつて五カ年計画に基いて年間所得を三十五万にしよう、そういう方針が出されておることは事実であります。実際今申し上げたように、そういう二十万の負債があり、しかも、その中には高利債を含むものも持っておる、そういう事態の中で、今後五カ年間の過程の中で政府がもうんでおられるような一戸当り三十五万の所得が得られるような目算が確立されておるかどうかというのを一つお聞きしたいと思います。

○説明員(庄野五一郎君) 開拓官農振臨時措置法に基きまして振興計画を立てまして、その振興計画に基いて追加資金その他諸般の開墾建設なり、あるいは開墾の補助金なり、そういうものを促進して参る次第でございます。五カ年目に大体所得目標三十五万円まで持ち上げる、そういう計画で政府資金なり、あるいは公庫資金なり、そういうものを追加投資していく、そういう計画を進めております。

○大河原一孝君 結局はこういうことであります。五カ年後におきまして三十五万円の所得を得られるようにする、ということは、その中から従来までの負債が引かれて、こういうことであります。それとも負債の整理は整理として別途の方途を考へられて、実所得が三十五万になるというふうな、そういう考え方でおられるのか。

○説明員(庄野五一郎君) これは農業所得を拡大し、最終目標として三十五万円まで持つていく、そういう準備で、その間におきましては追加投資は、先ほど申しましたように、一戸当り十二万八千円という政府資金を貸し出す、こういうことであります。一方、その負債の方につきましては、先ほどから申し上げるように、自作農資金で肩がわりする、あるいは災害資金は改善資金で十カ年間の年賦償還に延長していく、そういう措置を講じて農業所得が最終目標三十五万円、そういう計画が成り立つように計画いたしております。

○大河原一孝君 そこで質問を別に変えますが、今ここに提示されておりますこの法律案改正の中に、八千万円を増資いたしました三億九千万円にするというところであります。これは結局は営農資金として、特に肥料、それから中小家畜の導入ということが考へ

られておるのであります。今、特に北海道は相当平均広範な面積を持つておられますが、特に東北におきましては、御承知のように、まだ一町歩未満の、そういう耕作面積しか持っていない所が相当あるものであります。切実な問題としては、そういう営農資金、中小家畜の導入という問題も当然必要であるが、差し迫った問題としては、やはり農地の拡大というふうな、そういう問題が切実な問題として考へられておるのであります。こういう面に対しては、どう資金を利用されておるのでありますか、その点をお伺いしておきたいと思ひます。

○説明員(庄野五一郎君) 今の平均いたしました開墾面積で申しますと、先ほど千田委員の御質問にお答えいたしましたように、全国平均では二町二反と、こういうことになりました。中にはそれは先生の御質問のような一町歩程度のものもあるかと存じます。これはいわゆる耕地面積でございます。これはそのほか採草地とか、あるいは薪炭林地とか、そういうものが付帯地として配分してあります。それに、よる酪農なり、あるいは製炭、そういうものもやっております。こういう状況でございます。なお、耕地の取得につきましては、これは未墾地買収をやりましたものを売り渡すということに相なっております。今度の耕地面積の拡大等の場合は、自作農資金等によるもの、あるいは特別会計による貸出金による営農資金、そういったもので農地の拡大ができると思ひますが、相当程度のもを配分してあります。その配分さ

れたものが今開墾途上に相当あるんじゃないか、こういうふうな考へております。

○大河原一孝君 開墾の伸びが、非常に伸びにおいて苦しんでおられる開拓農民の苦心の最も大きな原因は、やはり全体的に申して耕作面積の少いところにあるんだということが切実に取り上げられておるし、開拓農民の団体の方々からこの点が強く要望されておるわけでありまして、たまたま不振の原因に對しまして、何と申しますか、売り渡し面積が二町歩である、こういうことであるが、実際の開墾面積は一町二反である。すなわち売り渡し面積の八分であるというところに原因があるのであります。これを売り渡し面積の全面積を対象にしてもいい、こういう切実な要求も出ておるのであります。どういうふうな点に對しましては、どういうふうな当局はお考へになつておられるのであるか、その点を御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(庄野五一郎君) ただいま開墾補助は大体売り渡し面積の八割について補助すると、こういうことになっております。これは補助をやつて大體安定いたしますれば、八割程度を補助して開墾を進めていきます。農家も安定するというので、あとの二割は補助から除外して、対象に現在はいましておらぬ状態でございます。まあ、こういう問題につきましては、新しい機械開墾を——新しく今度入植する分については、機械開墾等によりまして補助と、それからそういう分につきましては補助の融資といったようなものを考へておるわけでございます。なお、既入植の分につきましても、補

助残といったものの融資という面も考えられるわけでございます。

○清澤俊英君 融資の問題を通じて少しばかり伺いたいと思ひますが、先ほど部長は、日本の終戦後の開拓事業といふものが、大体七割ぐらゐあ

未完成とでもいいますか、非常に混乱の状態にある。その最大の理由は、終戦当時の入植者等が適当な入植の資格等を勘案しないで不用意に入れた

おつたということと、同時に、その基盤の培養について非常に手おくれになつたと、従つて、この融資措置をいろ

ろ講じられる基本の目的としては、ハハゆる建設整備促進として土地の経済基盤の強化策を講じられる、従いま

して、今出て参りました法律——開拓官農振臨時措置法等をもつてこれが進められると考えますが、つきまして

まず一番先に伺ひたいことは、この開拓官農振臨時措置法の第二条によります二項第一号に該当する振興

計画のために組合を組織をして融資を受けているという組合の数はどれくらいになつておりますか。二号によつて、ただ資金面の整理を目的として

る組合が大体現在どれくらいできてゐるか。その比率は総組合員に対して何%くらいになつておりますか。わか

りましたら一つまずそれから伺ひたいと、こう思ひます。

○説明員(庄野五一郎君) ただいま開拓官農振臨時組合のことで御質問でございますが、第一号、第二号にいずれも該当いたしまして、大部分の組合がそういうことに相なつておりまして、二号だけである、あるいは一号だけであるというものはごく少数でございます。大部分が一号、二号いずれにも該

当している、こういう状態でございまして。大体、開拓者の総数が、先ほど申しましたように十四万六千六百戸でございまして、組合が約四千三百組合ございまして、この基準に該当いたしま

す。開拓者の戸数は、今のところ、三十四年の三月一日で申請を受け付ける最終期限になつておりますが、予定いたしている分で大體十萬四千と、こういうふうに概計いたしておりますが、その組合が二千八百組合になつております。で、その組合の振興計画の承認状況でございますが、昨年の十二月末現在で二千三百六十六組合、戸数にいたしますと七万六千八百七十五戸というものが承認に相なつておりまして、残りの二万七千戸につきましては、本年の三月末までに大體承認をする予定に相なつております。

○清澤俊英君 それでこの計画はなんですか、資金面の方は別として、建設、開墾工事、開墾作業、營農等の基礎的な条件整備の計画に對しましては、今までの御説明によりまして、大體これは金を借りて組合自身がこれを整備していく、こういう建前になつてゐるようでありまして、農林省として特別にこれに對してのサード・ス・ステーションのようなものとかを現在考えられて、もしくは、そういうものが現に行われてゐるか、こういう点をちょっと伺ひたい。

○説明員(庄野五一郎君) 振興組合に對します指導につきましては、昨年から開拓官農振指導員を昨年は九十三名増員いたしました。来年は五十名、そういうことで指導員の強化をいたしまして、指導員が振興組合の振興の程度に應じて、特に必要なところに重点的に指導を加える、そういうような方向でこの計画の達成に遺憾なきを期する、こういう方向でやっております。

○清澤俊英君 ちょっとさっきの私の質問がポイントをはずしていたかもしませんが、私のお伺ひしたいことは、指導員で指導するということが同時に、あるいはブルドーザーが要るとか、その他の整備する上のいろいろの機械等が要るようであるならば、そういうものを非常に安く貸してやる。同時に、そういう技術者等を備えておいて、そういう要求があるならば、この整備計画に合して貸し出すようなサード・ス・ステーション的な設備等が考えられてゐるか。と同時に、現在、そういうものが何らかの方法であるか、こういうことをお伺ひしたい。

○説明員(庄野五一郎君) 国の施設といたしましては、そういうサード・ス・ステーション的なものは現在しておりません。ただ県によりまして、県開連に機械を貸し付けるとか、あるいは別個に県の出資、寄付金等で開発公社を作る、そういう施設をもちましてブルドーザーなり、レーキドーザ

なりを置いて、その開墾を進めるとか、あるいは所要の建設工事をやるとか、そういうことは県は相当最近現われてきております。

○清澤俊英君 その各県、大きな町など、そういう機械をばつばつ買つておられます。こういうものに対して補助奨励等を現在考えておられますのかどうか、その点を一つ。

○説明員(庄野五一郎君) 管理部の関係ではそういう機械に対する補助はないとしておりますが、振興局関係で耕地の心土耕を奨励する、そういう意味

で国有貸付なりの施設を講じられております。そういうものを既農家一般のみならず、場合によっては開拓者にも利用する、こういう形になつております。

○清澤俊英君 私は、自分の意見になるであまりしようが、一昨年から、北海道のバイロット・ファーム、それから根釧地帯、それから上北地帯、青森等を視察しまして一番痛切に感じましたのは、その地域を視察して帰りますと、既墾地の十年くらい前に入りまして開墾者が、われわれにぜひ立ち寄つてくれというので陳情を受けました。が、その大部分が初めバイロット・ファームのようなものを非常に多額の負債でやりますことはどうも危険である、こういうことで、まあ敵視でもないのですが、あまり賛成しない態度をとつておつた。實際やつたあとを見

ると、あれでやつたらわれわれはみんな成功したんじゃないか。だから、ぜひ今われわれに与えられてゐる既墾地の大部分が、現在数字に現われておりますように、入植者の約七割は未完成で、何らかの措置をもつてこれを救い上げなくちゃならぬ、こういう立場にある人たちが、われわれにも一つああいうやり方で開墾地の再仕上げをしてもらいたい、国の力でもって再仕上げをしてもらいたい、それがために少し

か、こういう陳情を方々で受けております。そうして、それらのやっぱり空気を受けて、自然発生的であります。が、今言われたように、各県町村などで、ばつばつとそういう開墾のような機械を買い入れまして、非常な成果を上げておる。こうして見ますと、私

の考え方ではますますするならば、当初入植の建前が、食糧増産とか、あるいは入植開墾をやつていくという農業だけの政策ではなくして、私は、海外の帰還、あるいは軍人等の帰還をしましてあの終戦の直後には、多分に食糧対策的な面が多かつたのではないかと思ひます。従つて、非常に混乱した、同時に、無理な開墾が行なわれて、そして實際開墾地としては非常に適地でありませんが、こういう適地で開墾してみ

しても、次々の日常の物資の移動に對しましても、その道路がでない。道路を作る所がほとんど私有地になつてゐる。自分が作ろうたつて問題にもならない。そういう所で県や町村が多額の金をかけてやるというわけにはいかない。せつかくできたものを非常に不便な運搬方法で搬出してゐる、こういう形を見ますとき、既墾地十四万何千人の入植者というものは、そういう立場で、ほんとうの當農というものを忘れた立場で、まあ人が余るのだから、今食糧も足りないのだから、何でもかまわぬやつちまへ、こういう建前であつたら非常に難儀してゐると思ふ。そうして、いろいろ言われるような借金が多かつた。その借金を借金から借金でつくりつていたとしても、私はこれは容易に直らぬと思ふ。従いまして、今、部長も言われる通り、経済基盤の強化をいたしますために、せつかくでき上りましたものを搬出するにも、あるいは營農の物資を搬入するにも、これらに對する道路の整備等

等々いろいろのことは仕上げとして国がやつていただかなかつたらば、この融資だけでは私は片がつかぬと思ふ。全部不成功に終るのじゃないか、わず

のものが残って不成功に終るのじゃないか。せっかくやったのでありますから、一つこれを繰ざらうという考へ方は私は重要性を持つと思う。これは融資法と違って、管理部長はちよつと所管外かと思いますが、農林大臣代理の次官の一つ御返答をお願いしたいと思うし、それから、あなたは一生懸命金を貸して一人前の農民に仕上げようとして一生懸命出しておられるのでありましょうから、従つて、そういう点にも一つの何かのお考へがあるだろうと思ひますので、そういう点については、自分の業務を通じてどう考へておられるか、お二人から一つ。

○説明員(庄野五一郎君) 私からお答へさせていただきます。御質問のように既に入植者の方々の営農不振の一つの大きな原因というものは、先ほども申しましたように、既定の建設工事が計画通り行つてない、非常におくれていて、こういうことが非常に原因になっている面が多々あるわけでありまして、特に、今御指摘になりましたように、開拓地に通ずる道路が非常に不備で、せっかく生産したものを市場に出すのに非常に時期がとれる、困難を来たす、そういった面、あるいは日常の肥料その他の経営資材の管理面にも困る、こういった道路の不備に原因する面も多々あるわけでございます。で、先ほどから申していますように、不振対策の一つとして経営転換をやる、こういうことは酪農化が一つ大きな経営転換の目標になっているわけでありまして、酪農化をいたしますについては、やはり牛乳といったようなものをできるだけ早く市場に出すということが必要で、そのための道路ということが

端的に問題になってくるわけでありまして、そういう点は御指摘の通りでございます。この点につきましては、われわれは、そういう工事が遅延しているというふうな面については、残事業をできるだけ早く完成の方針に持つていくという残事業工場の促進をやりたい。それからすでに計画ができていて、計画が十分で、そういう道路等がまだ十分つけられていなかったというふうな面については、追加工事等も必要であれば追加工事もやる。そういうふうな考へ方です。ただ、そういう開墾建設工事を進めたい、こういう考へ方でありまして、その点については、三十三年度はこの不振対策地区というものは、三十三年度は三十二億六千万円程度の工事が計上されておつたわけでありまして、三十四年度はそれに見合ふ分としては三十九億八千万円程度を計上して、国営開墾なり、あるいは代行建設工事なり、あるいは追加工事等をやりたい、そういうことで今御指摘の道路あるいは水路といったものはできるだけ早く進めていく、こういうことに相なつております。それで、国営開墾建設工事の方で申しますと、三十四年度程度の進捗の残事業が残る、それから代行地区の工事では、残年量が七年余残る、といったような程度でございますが、なお、これはさらに一段の努力をしても、と残年量がなくなるように進めたい、こういうような考へでおります。

それから先ほど大原先生の御質問に間違つてお答えしたのでありますが、振興計画による振興農家の所得目標が三十五万円でございます。黒字転換の契機は五年目から黒字になる、うして農業所得の最終目標が三十五万円でございます。五年目から三十五万円になる、こういうふうな申しましたが、それは間違いでございますので、訂正申し上げます。

○戸叶武君 開拓者の問題に對して多くの人が指摘しているように、開拓者の大部分というのは戦後の混乱期に立地条件の不利益な所へ入植したので、従つて、営農の基礎というものがいまだに確立せられていないで、経営不振に悩んでおるのではありませんか、借金の償還という問題はきつめて重要なんですが、第一に、政府は政府資金の償還延期を債権管理法でやろうとしておるが、現在、借入残高が百七十億、延滞額十億と、言われているが、これをどうしては適用範囲が限定されておつて、三十二年に作られた開拓者振興臨時措置法によるところの対象農家としての開拓者が全部救済されることにならないと思ふ。そこで、この際開拓者資金融通法をもつと改正して、わが党では、期間に關してはもつと延ばすことを具體的にあげておられますけれども、それを運用するまでもないで、それが、償還延期の合理的措置をもつとはかつてもらいたいと思ひますが、政府はこれに對してどういう考へを持っておられますか。

○説明員(庄野五一郎君) ただいま御質問のように政府の貸付金はたゞいまのところでは、国の債権の管理等に關する法律によつて、これの延滞金の処理をいたしております。で、これにつきましては、三十三年度からこういう措置をする基準が大体手続的に明白になりました。昨年の夏ごろからこれを

やつておるわけでございます。ただいま北海道が一億二千万円程度のこの法律によつて猶予いたしております。なお、今手続中のものは、東京農地事務局管内で大体五千万円から七千万円程度のものを今手続いたしております。これはたゞいま一応の基準でございます。いま、この基準が生活扶助の基準に對して一・四倍といったようなところをたゞいま基準にいたしておりますが、さらにこれを緩和して一・七倍程度で履行延期の措置を講ずるようにならうか、この条件を緩和するようには、あるいは必要経費といたしましては、農業の経営に必要な経費等も当然必要経費として加算して、生活扶助基準の安定をやるようにしたらどうか。

○戸叶武君 北海道の一部では、今説明されたように三億円のうちわずかに一億二千万円が何とかなるだろうというふうな話であり、また東京事務局の管内では五千万円ないし七千万円が手続中だと言われているが、いずれにしても、農林中金の三十三年度災害資

金の貸し出しが滞滞しているのが事実でありまして、この状態では滑らかにいかないのじゃないかと思うのです。また個人の高利貸三十六億円に對する借りかえに向うべき自作農維持資金の貸付額も少額でございます。この各種償還金の緩和措置というものが、政府が言つておられるようにスムーズに進んでいないのじゃないかと思ひますが、特に振興法による振興対策資金である政府資金の貸付が、特別会計の資金によつて予算通り消化されておらない、一戸当たり二千万円しかすぎないというふうな実情のようですが、これに對して政府はどういうふうな考へておられますか。

○説明員(庄野五一郎君) 北海道の一億二千万円の履行延期はすでに決定いたしましたのでございまして、それは先ほど申しましたように、一応の三十三年度の基準で決定いたしましたのでございまして。今まで北海道に適用いたしました基準を、先ほど申しましたように、生活扶助基準等の一・四倍を一・七倍にする、あるいは農業経営費を基準として加算するとか、あるいは優先債務をさらに幅広く認める、そういった基準で今大蔵省と大体了解がつきつてありますので、新しい基準でさらに履行延期を今後進めていきたい、そういう考へでおりますが、それによりまして、大体三十三年度で政府資金の十四億のうち約六億五千万円程度が今のところではどうも返還が困難だという実情でございますが、その分は大体一戸々々審査いたした次第でございまして、大体履行延期ができる、こういう考へでおります。それから個人債の件でございます。

が、それも午前中にお答えいたしましたように、自作農資金といたしまして三十二年度五億二千五百万円、三十三年度が十二億五千万円というものを借りかえておりますし、さらに三十四年度では十六億四千九百万円の自作農資金で借りかえる予定にいたしておりますので、全部合せますと、大体三十四億四千九百万円、こういうことに相なります。これは大体十萬四千戸の要振興開拓者を基準にいたして算定いたしておる次第でございます。先ほどから申しておりますように、各個人債が、全部の個人債が四十九億四千万円程度と推定いたしておりますが、その中の大部分が借りかえをしてやる。四十九億四千万円の中には、先ほどから申しておりますように、安定農家の分もありまして、あるいは親族等、縁故者から借りた利子の低いあるいは無利子のものも含まれております。その四十九億四千万円のうちで、高利債でしかも要振興開拓者の分は、三十四年度の十六億四千九百万円を出しますれば大体個人債は全部片づく、そういうふう考えております。まあこういうふうには個人債の高利のもの、自作農資金の長期低利のものを借りかえて、それから政府資金の分は国の債権管理法に基づきましてこれを弾力的に運用して実情に即してはんと困っている方の分は履行延期をやっていく。その反面、政府資金の、振興資金の積極的な追加投資を大体一農家十二万八千円、これは大体三年間に貸すということになっております。一農家政府資金は十二万八千円、そのほか公庫からの指定施設等による貸し出しがございますので、そういった積極的な貸し出しと消

極的な借りかえなり履行延期なり、両面から処置いたしまして、振興農家の経営の拡充なり転換なり安定なりに資していく、こういう対策でございます。○戸叶武君 災害融資の方は天災法ではだめではないかというぐらいに開拓者は失望しておるのですが、それは現実に、それによると条件が実情に合っていないので中金が貸し出しを決めているのであります。三十三年災による天災融資法の災害貸付金は開拓者に対する分として、岩手県外二十二県、十二億円と決定されましたが、この貸付決定額は三十四年一月末現在で一億六千万円程度しかきめられていない。これは農林中金支所の融資条件が厳格に過ぎるからだと思うのであります。これをどうやって打開したらいいのかが、これは中金だけに罪を転嫁するのじゃなくて、中金も金融機関でありますから、これを政府資金で長期、低利でめんどろをみてやる考えを政府で持っているかどうか。その問題が解決つかないとこの問題もやはり円滑に運営できないのではないかと思います。が、政府の方の御見解を伺いたい。

私はなかつたと思うのです。それでまたま政府あるいは自民党で考えられておる、今出ております農漁基本法でありますか、この農漁基本法の中には、こういう不振開拓農民をも含めて切り捨てなきゃならぬ、切り捨てる方がいいのではないかとというような意見が出ておるやに私は承知しておるのであります。こういう不振開拓農民を含める零細あるいは第二種兼業農家というふうなものを一体今後どうするかというふうなことを一つ農林次官の方からお答え願いたいと思つたのです。と同時に、また切り捨てられないとするならば、一体どうするのだ。たとえば今の開拓問題について、私も先ほど触れたように、非常に東北地方等におきましては、経営面積が狭くてどうにもならぬということ、森林の、国有林の払い下げ等の問題を切実に取り上げられておるのですが、政府並びに出先機関はこれに對して少しも積極的な動きを示していないのです。これはもちろん国有林の開発といえども、これは治山治水等の問題もありますから、容易なことではないことはわかりますが、もう少し積極的なこれに対する解決のめどを与えてやるといふ、そういう親切みがあつてほしいと思つたのですが、この点についての一つ次官からの御説明をお願いしたいと思つた。

○説明員(庄野五郎君) 三十三年度災害につきましましては、御指摘のように三月一五月の霜雪害と、それから五月以降の干害、風水害ということ、霜雪害の方が、ワクといたしまして五億三千八百万円程度、それから五月以降の干害、風水害が、ワクといたしまして六億七千七百七十七万円程度というものが決定いたしております。これに對しまして、三月一五月の霜雪害の分をいたしまして、今御指摘のように一億七千六百万円程度が決定いたしております。

て、なお各県別に問題を、われわれとしては、中金と協議いたし、あるいは問題がある所は、現地に中金当局と農林省の係官が参りまして、各県ごとにこの隘路の打開ということに努め、この貸し出しの、早期の貸し出し決定といひますか、融資をやるように進めております。なお、これにつきましては、從來災害資金の損失補償という面において、中金においていろいろ問題が――債権の善管義務というふうなものについて、これは開拓者だけに限つたわけではございませんが、災害資金一般として問題があつたわけでございますが、そういう点についても、從來の考え方、金融課でいろいろ考えられた善管義務の範囲その他が非常に緩和されてきたわけでございまして、そういう面からも、今後貸し出しはまだまだ進むものと考へております。われわれといたしましては、個別に、各県ごとにこの問題の隘路を把握して、この災害資金の貸し出しが早期にできるようにいたしたい努力中でございますが、なお、災害資金は短期でございます、この償還見込みというふうな点が中金ではいつも問題になるわけでございまして、そういう面につきましては、三十三年度の災害については、短期に償還見込みが今の開拓者の経営状態から見て非常に困難だという点については、三十三年度末に災害経営資金を改善資金に借りかえるというふうな措置もとるといふようなことで、十年あとそれを長期に延ばして、その間に災害資金の返還見込みが立つというふうな面には貸し出される、かような道も三十三年度の災害につきましまして開きまして、災害資金の貸し出しの促進ということをやっている次第でございます。

○戸叶武君 振興農家には、災害資金は損失の補償を当てにできないので融資できないというので心配していましたが、その条件は大体撤廃してもらえませんか。それから災害資金で開拓融資保証制度による融通資金を返済できるようにしてもらいたいという開拓者の希望があるが、それに対してはどういう御見解か、承りたい。

○説明員(庄野五郎君) この点はなかなかお答えいたしにくいのでございしますが、そういう問題につきましては、特に開拓者につきましては、その開拓者の実情に照らして、弾力ある措置なり、解釈で、そういう面が今のところは黙認されているというふうな聞いておる次第でございます。正面から申しますと、過去の分の借りかえは災害資金ではできないということになりますけれども、開拓者については、そういう点については弾力ある運用をやっていく、こういうふうな考えております。

○委員(秋山俊一郎君) 本件について、ほかに御質疑ございせんか。ちよつと速記とめて。

○委員(秋山俊一郎君) 速記をつけ下さい。

○大河原一君 先ほど千田委員がちよつと触れた中で、この開拓農民の今後の問題について、抜本的な解決がされないのではないかと、今出されているような場当りのなそういうやり方では、将来に問題を残すのじゃないかという問題に触れたわけですが、その場合、それに対する明確なお答えが

私にはなかつたと思うのです。それでまたま政府あるいは自民党で考えられておる、今出ております農漁基本法でありますか、この農漁基本法の中には、こういう不振開拓農民をも含めて切り捨てなきゃならぬ、切り捨てる方がいいのではないかとというような意見が出ておるやに私は承知しておるのであります。こういう不振開拓農民を含める零細あるいは第二種兼業農家というふうなものを一体今後どうするかというふうなことを一つ農林次官の方からお答え願いたいと思つたのです。と同時に、また切り捨てられないとするならば、一体どうするのだ。たとえば今の開拓問題について、私も先ほど触れたように、非常に東北地方等におきましては、経営面積が狭くてどうにもならぬということ、森林の、国有林の払い下げ等の問題を切実に取り上げられておるのですが、政府並びに出先機関はこれに對して少しも積極的な動きを示していないのです。これはもちろん国有林の開発といえども、これは治山治水等の問題もありますから、容易なことではないことはわかりますが、もう少し積極的なこれに対する解決のめどを与えてやるといふ、そういう親切みがあつてほしいと思つたのですが、この点についての一つ次官からの御説明をお願いしたいと思つた。

○政府委員(高橋衛君) 先ほど来、千田委員、清澤委員等の御質疑に對しまして管理部長からお答え申し上げました点に關連する次第でございますが、この既入植者の措置に關しましては、御承知のように三十二年に開拓農振興臨時措置法という法律を作りました

て、そしてそれぞれ振興計画を立て願ってそれに基いて、あるいは開墾等にいたしまして、または土地改良等にいたしまして、または道路その他、国で直接やる問題につきましても、また金融で措置すべき問題につきましても、それぞれ手配をして参つておるのでございまして、もともとこの振興計画は、十四万六千戸のうち、十万四千戸が振興開拓者と大体認められてゐるのでありますが、そのうちすでに振興計画が承認を終了いたしましたのが七万六千戸程度でございまして、なお約二万七千戸が残っておりますが、これは提出の最終期限が今年の三月末日でございまして、それまでに全部振興計画が終了し得るのじゃないかというふうに私も期待をいたしてゐるのでございまして、この振興計画に基いて、とりあえず既入植の改善と申しますか、という面についての措置を進めていくことに政府としてはいたしておるのでございまして、しかしながら、この振興計画についても、目標とするところは年所得たしか三十五万円程度でございまして、それをもって満足すべきであるかどうかという問題は当然に残っておりますが、これは、ただいま仰せになりました農林基本法と関連になりましたけれども、今回政府が提案いたしましたのは農林漁業基本問題調査会という名前になっておりまして、必ずしも基本法と直接に規定はいたしておりません。しかしながら、とにかく問題の根本は、ただいまもお話のありました通り、耕地面積がいかにも少い、また農林漁業に対するところの、いわゆるその半面は過剰就業でございますが、この問題を何とか

長期的な見地から見て解決していかなくやならぬ、新しい方向を見出さなければならぬ、かような観点から農林漁業基本問題調査会を設置する法案を提案いたしましたして御審議を願つておる次第でございまして、この問題は単に農林省と申しますが、こういうふうな小さな部面からのみ検討いたしまして、なかなか解決のつかない問題でありまして、要するに過剰就業の問題を国民経済全般の見地から検討いたしまして、そしてこの零細経営の問題をどういうふうな処置するかということをして、それぞれ御検討願つて、そして新しい方向を見出していただきたいというのが政府の意図するところでございまして、従つて、この農林漁業基本問題調査会のカバーする範囲は、もちろん開拓者もここに包含されるのでございまして、その際に、単に開拓者だけの問題じゃなしに、全般の問題としてこれを検討の対象としていきたい、かように考えておる次第であります。

○清澤俊英君 さつき質問しようと思つて、いろいろうちに横にとられてしまつたのですが、それであと一つだけ伺ひしておきたいと思つて、先ほど部長も言われる通り、開墾事業が終戦後、私に言わせれば、失業救済的な非常に不如意の間に入植を勧められ、従ひまして、いろいろの欠陥が見つかつて、それに対して臨時措置法等で今整備をされていることは、何と云つても本日の委員会でもつて各位の質問、部長の御説明等で明らかに通つて、非常に多額の負債を負つてゐる。こういう負債自身が国の施策としての入植当時の根本的な施策の誤まり

とでも申しましようか、あの混乱の際、誤まりとか何とかいうことは、あるいは当を得ていないと思つて、あるいは、とにかく十分でなかつた。従ひまして、入りました入植者の中にも相当の者がわし者が私はあつたように認めております。ことに引揚軍人等が入りました入植地などありますが、非常にこれははたしだい例であります。われわれの所へ北海道の農業学校を卒業した青年が、とてもその入植地にはおれない、団長は大佐でそのあつた相当の佐官、尉官級の部下を引き連れてきて、これが幹部と称して一切の采配をふるつて、入植の約一割ぐらゐか、あるいは二割ぐらゐであります。五、六人分の開墾を全部引き受けさせて、自分らはきょうは政府に何の交渉があつたか、と云つて、ほとんど手をつかねて、そういう方面だけやつて、現実的な開墾だとかはしない。そしてノルマ式の事業を押しつけられる、とにかくとてもやり切れないと言つて引き上げてきてゐる。そういうものは私はしばしば認めております。それほどひどくなくとも、そういう人たちが開墾事業が始まりましてから各地の入植地に入りまして、そういう人が首脳となつて飛び歩いておりましたことは私も認めてゐるが、それほどひどいものとは考えておらないが、そういうような弊害もある。そういうものがやはり一つの負債の原因となる。あるいは道路もない、何も山の中へ土地を与えて入れてみたが、すべてのものが不完備で、そこで営農困難で負債がでるのであります。それが山積して

る実情になつてゐるのであります。従ひまして、このあとに残つて非常な難儀をしていつつ、脱落の寸前を歯を食いしばつて残ろうとするこれらの人たちはほんとうに救う道は、私は今の負債の実態調査を一つ金をかけてやつてみて、そしてそういうような無理な負債がずっと何らかの形で残つてきたものがあるとするならば、あるいは、どうしてもその負債をあとに残しておりましたならば、とうていこれがなし切れないというふうなものがあるならば、この付近で大体負債の実態調査をやつて、打ち切りの方法を考えるべき時期は、と申しますのは、あの金のな部分は、と申しますのは、あの金のないほとんど借金で入り、裸で入つた開墾者の団体がですね、府県ごとに開拓会館のごときものを建ててゐる。あれは国の補助であつたか、開拓会館なんかを作つてやつたのですか、開拓会館などというものは、そういうそれが協同組合組織になつてゐる。そういうものができてゐる所は方々にあるのだけれども、開拓会館はこれはしばしば問題になるのです。ちやうど共済組合が、この前非常に共済の負担金が多くていまだ問題になつてゐますが、問題になりましたとき、一体共済組合というものは、保証協会ですね、ああいう政府の補助でほとんどでござい上つてゐるような組合が、一体ああいう単独の建物なんかどこから建てるのだらう、こういう議論が非常に出来まして、それが問題になつたことがある。同じものが残つてゐる。それよりもまだ悪い。それが、あの災害補償法によりまして、その共済組合等は、まだ相当の伝統ある農民がこれに参加してゐる。一方はほと

んど何もできないすつ裸の人間、これに借金だけで食いついてゐる人間がある。そういう建物をどこで建ててゐるか。私はそういう点を見ますと、相当の負債の中には、内容的に見て、国がこれを調査して切り捨ててやらなければならぬものが過去に残されてゐるのじゃないか、こういう点に対して農林省は一体どう考えておられるか。私はこの際こそは、ただ金の借りかえあるいは何々の方法によつて履行の延期をするとかいうようなことだけでは根本的に救われなかつた。こう考えますので、これは一つ次官と、それに対する実情がありますならば、部長の補足説明をお願いして、これでやめます。

○説明員(庄野五郎君) 御指摘のよう

から国の債権の管理による履行延期等
をやりやすめの場合、各農家の債務の状
況調査、両方を合せまして、この三十
四年度中には、ぜひ各農家の債務実態
を十分把握して、それに対する措置
はとりたいて、こう思っております。た
だいまのところでは、債権管理法がご
ざいますので、これによって、実情に
応じた債務の履行延期といったよう
な、債務条件を緩和することが、とり
あえずの措置でございまして、それ
をやることにしまして、いろいろ
な問題が当然はつきりと把握される
わけでございまして、それによって、
新しい対策を講じなくちゃならぬかと
存じております。

もう一つ、離農等の問題も再々御指
摘をこうなつたわけでございまして、
これにつきましても、われわれといた
しまして、今は振興対策に乗ってやり
得るという見通しの農家の方が振興計
画を出していただくわけでございませ
ぬ。この振興計画をできるだけ既定方
針通りやうで、その大体のめどのつ
いたところで、御指摘のような離農対策
というふうなものもとらなくてはなら
ぬかと考えておりますが、離農対策
と申すことになりまして、いろいろ今
後の振興の問題とか、あるいはそれを
他産業でどういうふうな受け入れてい
くか、農林省だけでは考えられない
いろいろ大きな国民経済的問題も
ございまして、そういう点は、十分
慎重に、振興できる範囲は振興計画で
やっていき、その結果において慎重に
処理したい、こういう考えでござい
ます。

○東隆君 開拓農家の負債です、こ

れをたな上げをやるべきであるという
考え方なんでしょうが、結局、このたな上
げをやらなければ救済もできないし
から、今後の計画も立たないと思
う。マイナスのものをしよい込んで、
そうしてやるというわけでは、これは
どう問題にならぬわけですか。普通の
作でも凶作と、こんな形と同じ形に
なつておるんですから、そこでたな上
げを考へるか、相当長期の資金にす
る、そして金利を安くする、こういう
ことをやらなければならぬと思ひま
す。その根拠は、北海道にもと土功組
合法による造田の借金があつて、不良
のものはほとんどこれを切り捨てたこ
とがある。こういう先例は一応あるわ
けです。その理由は、やはり不可抗力
の場合には債権の切り捨てをするの
は、債権の消滅するのには、これは当然
の話じゃないですか。民法にもある例
の保険会社なんか、地震だの、それか
らその他の場合でも、これはみんなも
う債権が消滅してしまつてゐるから、
被保険者はもらえないんですから、家
がこわれたやつだつてもらつてゐない
んですから、そういう面だけは認め
て、そして、開拓という大きな仕事を
やつてものすごく苦しんでゐる、しか
も、その原因が、相当の基礎をこら
えてやつたのなないけれども、人間
を放牧するような状態でもつて、人間
をほうり込んでおいて、そうして、そ
れで今度は、自然の災害が起きてきて
いるのですから、冷害だのなんだの
というのは、完全な不可抗力ですよ。
そういうふうにして累積されたもの
を、それを金を國が払ふというの、こ
れは少し無理な話です。ですから私
はやはり、不可抗力の場合には、債権

は消滅するといふものの考え方でも、
それができないといふれば、相当長期
のものをしよい込んで、それで、
なければ、切り捨てるといふ例はない
わけじゃないのですから、これは、
全国の開拓農家に対するこづつきに
なつて、そうして何とも始末の悪い
うな、そういうものを、これを切り捨
てるべきじゃないかと思ひます。が、
○政府委員(高橋衛) 先ほど清澤委
員の御質疑の点も、ただいま東委員の
御質疑の点も、大体同じ問題だと存
じますが、御指摘の通りだといふこ
づきになっていふと申しますか、返還
のできない債務の中には、相当不可抗
力に属するものもあるであらうし、
また、秘密に申しまして本人の責
めといふ得ないようなものもあり得
るかと思ひます。従つて、そういう問
題についてどう対処するかといふこと
は、今後の問題として検討の要があ
らうと私も考へるわけでありまして、
ただ、先ほど申し上げております通
り、開拓振興臨時措置法によりま
して、今年の三月末までに振興計画
につき承認をすることにしたしてお
るわけでございまして、従つて、承認
をいたしました、個々の農家について
の事態がよく把握できるわけでは
ございまして、それらのものを全部
総合調整いたしました、実態を十分
把握した上で、これに対する対処方
策を講じていきたいと思います。こ
ういふふうな私どもは考へて、十分
検討いたしたいと思ひ存じておる
のでございまして、先ほど、保険会
社が不可抗力の場合に持つてくれぬ
かといふお話でございしますが、な
るほど保険会社は保険約款によつて、

いふふうな特殊な災害については支払
いをしてないといふ当初からの契約に
なつておるもので、支払いをしてない
といふことはあり得るのでございま
すが、一般の民事上の、または、い
わゆる債権債務の關係におきまして
は、特別の法則を持たなければ、それ
を除くといふことは困難かと存じま
す。が、これも、国の法制の立てよう
の問題でございまして、それらにつ
いては、繰り返して申し上げますが、
振興計画の承認の全部出そろつた後
において、それらの実態を十分に検
討して、この問題に対する方策を考
へていきたい、かように存じておる
次第でござい

ます。

○東隆君 今の保険会社のあれは、約
款によつて契約を結んだといふけれ
ど、その約款は、民法の規定によ
るのですか、民法の規定が基本にな
つて、そういう約款を結んでゐるの
で……。

○政府委員(高橋衛) 保険法です。

○東隆君 民法じゃないですか、不可
抗力に対して……。

○政府委員(高橋衛) それは商法の
保険法です。

○東隆君 そうですか。それはまあ別
として、不可抗力の場合に、債権が
消滅するといふので、その原則は、保
險会社の場合だけ認めて、國が資金
を融通した場合に認めないなんて、
そんなことは私はおかしいと思ひま
す。それで、前に先例があるのだし、
だから、振興計画によつて計画が出
てき、ある程度のはわかると思ひ
ますが、そのときに資金を肩がわり
する場合もできてきまして、切り
捨てをする場合もできてきまして、
いろいろな場合ができてくると思

いますけれども、政府はおよそどれく
らいの腹がまえでございませうか。

○政府委員(高橋衛) この開拓振興
臨時措置法の予定しております
範囲は、現行の法則の範囲内にお
いて新しく追加的に土地改良の事業
をいたしますとか、道路の工事を
いたしますとか、また、その他債務
の借りかえをいたしますとか、また
は自作農創設資金の供給をいたし
ますとかといふ方向になっておる
のでございまして、私の先ほど答
へ申し上げました趣旨は、その振興
計画の承認をそれ本年の三月末ま
でに出す建前になつておりますので、
個々の農家についての振興計画の
内容からして実態が十分に把握でき
ると思ひますので、その上において、
十分たゞしい御指摘の点については
検討していきたい、かように申し上
げた次第でござ

います。

○東隆君 ざつと十五万のうちの三
分の二を對象としてみるというが、
三分の一はどういう農家ですか。

○説明員(庄野五郎) 臨時措置法
の基準によつて、先ほど清澤先生
の御質問にお答えいたしました、その
基準によつて振興組合、それから振
興農家といふものがわかつてくる
わけでありまして、大体その基準に
よつて推定されるのが十萬四千、
こういうふうなわれわれは考へてお
ります。それ以外、農家は、大体そ
の基準以上でございまして、振興法
の對象になつてゐる、大体安定の
道をたどつてゐる、こういうふう
に考へておるわけでござい
ます。

○東隆君

者は考えられないというわけですか。そうじゃないんですか。全組合についてというわけじゃないんです。

○説明員(安藤文一郎君) 振興臨時措置法では、結局、各個々の開拓農家の育成ということをはかっているわけですが、各開拓組合において、一人か二人営業不振であるというよう

な場合には、これは果してその方が不可抗力といえますか、立地条件等が悪くて営業不振であるかどうかというふうなことが疑問にも考えられますので、一定の基準以上の開拓農家のうちで、大体組合のうち、二十戸以上という基準以下の人があるという場合と、それからもう一つは、その組合の組合員のうち半数以上基準以下の営業不振の人があるという場合と、その組合を認定いたしまして、その認定を受けた組合が、その基準以下の人の個々の営業改善計画を立てまして、それを取りまとめ組合としての振興計画を立てる、こういうことになっておるわけでございます。開拓地は御承知のように非常に経済的あるいは交通的にも不便な所がございますので、一人々々の方がばらばらの計画を立ててもなかなか営業的には成り立たないのじゃないか。やはり共同して、一つの地域の経営の目標というものを立ててやっていかなければならないというようなことから、組合として取りまとめるといふ方針をとっておるわけでございます。

○東隆君 今の場合、私はその組合の中に入っていない、対象にならないところの農家ですね、開拓農家、これは実は非常にむずかしいものだろうと思うのですが、悲惨なものだろうと思うのですが、そういうのを救う方法はどう

ですが、そういうのを救う方法はどうなんでしょうか。

○説明員(安藤文一郎君) 組合の問題でございますが、大体開拓者の方は終戦直後に入られた方が大部分でございますが、すべて農業協同組合を結成しております。それが大体開拓農業協同組合になっておりまして、ただ、東先生のおっしゃる通りに、一戸か二戸というふうなものもありました。すなわち、そういう方は一般の総合農協に入っておりまして、そこからいろいろの融資やなんかを受けておるという状況でございます。九〇%以上のものはすべて組合を結成いたしております。

○東隆君 いや、私が非常に困ったというのは、働く人がいないという問題もあるし、それから病人ができたとか、いろいろな問題があつて、同じ条件のもとに入つたとすれば、そういうような問題が起きて、そうして非常に困つておる農家がある。そういうような場合に、組合内がみな良好だからというのでそこはオミットされるようなことになると気の毒だと思つたので、その救済方法はどういうふうにするのだというのです。

○説明員(安藤文一郎君) たとえば一つの組合で組合員の大部分の方は営業がいい、それで一人の人だけが営業が不振である、その営業の不振という原因も情勢ということではなくて、あるいは病氣等で非常に困つておるというふうな場合のお話だと思つてますが、そういう場合につきましては、国の債権管理法では、無資力の人とか、あるいは災害とか病氣にあつた人、こういう人については履行延期の措置を講ずる、こういうことになっておりますので、それによつて救済はできると思つてます。

○委員長(秋山俊一郎君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(秋山俊一郎君) 速記を始めて。

○委員長(秋山俊一郎君) それでは次に、森林開拓公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査を議題にいたします)。

この法律案につきましては、去る二月五日の本委員会におきまして提案理由の説明を聞いたのでありまして、ただいまから予備審査を行うことにいたします。なお、この法律案は、一昨二十四日衆議院農林水産委員会において全会一致をもつて可決されております。まず補正説明を求めます。

○政府委員(山崎齊君) まず森林開拓公団の概要について簡単に申し上げたいと存じます。

森林開拓公団が三十一年度事業を開始いたしました。三十三年度末までに二十九億三千万円の事業費をもちまして熊野川流域及び剣山の周辺地域の幹線林道の開設を実施しておりますのであります。事業資金は余剰農産物特別会計から十億円、資金運用部関係からの資金十九億円、それと残りの三千万円は、いわゆる受益者負担金の償還、国からの繰入金等の一部を充当して事業資金としておるのであります。

事業は、三十三年度末までに予定の三十一路線、延長二百八十八キロのうち、延長二十八キロを残しまして、約九〇%事業を終了するという段階に

立ち至つておるのであります。この残りの二十八キロにつきましては、三十四年度の上半期には完成する見込みとなつておるのであります。当初三年間にやると計画しておりました延長の二百五十五キロに対しては二百八十八キロ実施するということになつたわけでありまして、

次に、借入金の償還につきましては、三十三年度末までに四億五千三百万円を償還する計画でありまして、また、国からの繰入金は、三十三年度の末までに三億三千四百万円の繰り入れが行われる計画であります。一方、県の負担金は、事業費の割増でありまして、その額が二億九千三百万円、このうちで三十三年度末までに、この利息といたしまして二千百万円が償還される計画でありまして、これは確実に償還されるものと考えております。また、受益者の賦課金は事業費の三八%でありますので、金額にして十一億一千万円余になるのであります。これらのうちで、三十三年度末までに償還されるものが一億七千三百万円の見込でありまして、これも十二月末までに一億四、五千万円がすでに償還されておりました。年度末までには予定の通り償還が可能であると考えておるのであります。

で、この地域の開発につきましては、三十三年度末までを第一期といたしまして、第二期の仕事も考えるということをお初めから予定しておつたのであります。三十四年度の第二期の事業といたしましては、この両地域で路線数にして七路線、事業費にして六億円を三十四年度に実施したいと考えております。この事業を実施することにより

まして、両地域におきます幹線林道の開設は一応終了する見込みとなつておるのであります。

以上が公団の事業の概要であります。次に、このたび公団で実施いたそうと考えております関連林道について、概要を申し上げたいと存じます。

昭和三十三年以降に開発を要します未開発林は、国有林、民有林を合せまして七百五十五万町歩、全体の面積に対して三十一%のものが今後開発を要することになっておるのであります。この開発に必要な林道は約十二万キロと考えられておるのであります。これに對しまして、国有林の林道の經費で開設を行いますし、民有林の林道につきましては、それぞれの路線の持つ性格によりまして国庫補助林道、融資林道、県道その他の林道というふうな施行方法によつて、それぞれやる計画を立てておるのであります。この民有林の補助林道のうちで、いわゆる幹線林道ともいふべき六割補助あるいは五割補助の林道の数は九百七十路線、延長にいたしまして五千二百キロが残つておるのであります。一方、従来国有林と民有林とが相隣して所在しております地域を開発するための林道につきましては、路線別にそのつど国有林野事業特別会計、民有林、それぞれ立場から検討いたし、その調整の上で開設せられてきたのであります。が、この場合、開発の必要は大きく存在しながら、両者の伐採年次のズレとか、あるいはまた民有林林道の受益者の負担能力の関係等から、この両者が協力してやらなければならぬようないわゆる地域の森林の計画的な開発が

日光で照らされている点はその通りである。ところが、東京へ出てくるのが、群馬の奥の方からは日光を通って東京へ来る方が非常に距離が短くなり、木材の搬出に對して非常な経済的な利益という

ものを木材業者が、パルプ業者が占めるのでありますが、そうすると日光のいろは坂なり、観光地の道路というのはいちやめちやになつてしまつて、木材運搬のために道がつぶされるようなおそれもあると思ふのです。この問題は、今度の知事選をめぐつても紛争の種になりましたが、それは横川君が林野庁の前の長官であり、いろいろな山林大地主との関係もあることからいふなら、憶測も生まれて疑心暗鬼が生じたのだと思ふますが、私は十津川から熊野の方のあの危険な地帯をも参議院の農林水産委員長のとときに踏破してみたいのですが、あそこなんかも将来の観光地としてはすばらしい土地であります。ちよつとはかたないような所ですが、何といつてもあの道が狭隘で至るところに殉難の碑が立つておつて、とにかく肝を冷しながら通らなければならぬ。しかも、森林公園ができてりつぱな橋ができる、道もできるといふことになる。ダムもあそこいらにできておられます。そうすると木材搬出が主になると観光という点もおそろそかになるし、観光という点に重点を置くとなれば、観光という点に重点を置くような場合もあると思ふのですが、こういうものの調整というのを今から考へておかないとあとで重大な社会問題になる。たとえば日光のような観光地ではそれで生活している者の死活問題として私は血の雨の降るような問題すら惹起する場合もあり得ると思ふのです。ただ漫然として考へておるとこれはとんでもない問題になると思ふますが、もつとはつきりした御見解を承わりたい。

○政府委員(山崎齊君) 林道というものは、

の性格からいたしまして、やはり一つの流域を開発するために必要な限度の道を作るということが林道としての本質的なものであらうかと思ふのでありまして、それが一つの流域から他の流域まで峠等を越えまして林道が延長されるというようなことは、原則として、現在までは林道として取り上げないという原則に基いて出発しておるものでありますけれども、実行その面を中心としてやっておるのであります。ただし、峠の、いわゆる一つの流域を開発いたしまして、その背中合せの流域にその流域開発の目的の林道がまるであつていない、あるいはまた入れようとしても非常に地理的その他の関係でどうも入れられぬというふうな場合におきましては、峠を越した林道も考へるといふような考へ方に立つてやっておるわけでありまして、そういう点からいたしまして、先ほどお話のありましたような路線を開発いたしまして、しかも、地元の現在の産業なり、いろいろな面に大きく悪影響を来たすというふうなものに對しましては、われわれとしては、そういうものを林道として取り上げないというふうな考へ方で進みたいと思ふのであります。

○戸叶武君 関連でもう一点。この林道のつけ方によつて、どういふふうにつけても地価というものはべらぼうに暴騰するのです。森林公園が民有地にしたとしても、それに隣接した民有地においても非常な地価の暴騰を促すのです。もちろん林道に關して負担金等の分担ということもあるでしょうが、その問題をめぐつて各地に不明朗な問題が惹起されているのは事実であります。これはやはり今日における市街地における地価の暴騰と同じように、日本においては地価の暴騰問題に對するメスは割合に社会主義的な観点から突き刺されておられませんけれども、イギリスは産業革命の前後において、この不労所得を對象として地価暴騰というものを中心に、土地社会主義というものが発達したことは、フエビアン前期における社会主義運動を見れば明らかであります。私は市街地における地価の暴騰だけでなく、林道を開発することによつて、付近の受益者の利得というものとどういふふうな調整を行うか、今までもいろいろやつたと思ひます。それにはいろいろ問題が起きておられます。ただ山の中のこの点には比較的騒がず、大目に見ては、この点は見のがすことのできる一つの問題として当然取り上げられてくると思ひますが、今までもそういうことでは問題が起きなかつたのかどうか、またどう対処してきたか、この点を伺います。

○政府委員(山崎齊君) お話のありました地価の高騰ということに伴ひまして非常に問題が起きているのではないかとこの話であります。われわれのところまで具体的にどういふふうな問題が参つたことは今までのことではあります。御存じの通り、一般補助林道等を行う場合には、補助率を幾らにするかという点につきましては、その林道を開設することによりまして地価の高騰が大体どのくらいであるか、あるいはまた、立木の値上りというものがどれだけであらうかというふうな因子をもととして、それと工事費というものをもとにし、一定の様式によつて路線ごとに機械的に計算して、その補助率をきめていくという方法を現在とつておるわけでありまして、そういう観点からいたしまして、熊野、剣山地域におきまして、この受益負担をいたします場合には、やはり土地が負うべきものがどのくらいあるか、立木が負うべきものがどのくらいあるかというふうなことを、それぞれ熊野、剣山地域の現状に従ひまして大分に分けて、それぞれ内容的な負担額をきめていくというふうな方法をとつておるわけでありまして、地価の高騰、立木の値上りというふうなものを、やはり何ぼ補助するかという点の基礎の因子として考へるという形で現在運用しているわけでありまして、

○戸叶武君 私は山の中で育ち山の中で歩いてゐるもので林野庁長官と違つていろいろそういう問題を聞いております。お役所の方にはそういうことが響いてこないということは不思議なことであつて、古歌に「なかなかに山の奥こそ住みよけれ木は芽は人の噂言わねば」とあります。木は黙つておりますが、これは人間の目をもつてほんとうに検討されるとき、私は問題点がそこに伏在していると思ふ。一応、とにかく当局としては妥協な処置をとつていふと思ひますが、問題点は山の中にやはりうつけせきして、こういう点は今後十分注意してもらいたい。今までも一つの問題はなかつたというが、山の中の音が響かない役所では、林野庁も動脈硬化に入つてゐるので、今後は十分耳の中に入らう。今後は具体的な問題を取り上げて、今後そういう問題に對しても問題にしますから、いろいろ資料を十分ととのえておいてもらいたい。

○政府委員(山崎齊君) われわれといつたにしても、そういう問題につきましては、今後なお十分現地調査その他の方法によつて調査もいたしますし、またお話を、必要な資料はできるだけ早く出すようにいたしたいと思つております。

○仲原善一君 国有林がこの民有林に協力すると、そういう意味も含まれて今度の公団法の改正になつた理由の一つであらうと思ひますが、實際問題といたしまして、今度開設されます関連林道をやつた場合に、従来の民有林側の負担と申しますか、具体的に申しますと、奥地林道なり一般林道が負担しておつたものと比較関連において、今度の公団で委託した関連林道の方が有利になるというふうなことになるのかどうか、その辺を一つ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(山崎齊君) 今度の関連林道を実施します場合は、一般の民有林に對する補助林道をやる場合と異なりまして、事業実施の段階において受益者負担金を調整するという方法はとらないで、この道ができたから、そこを、林産物を伐採、搬出するといふ場合に、一定の使用料としていただくという形になるのであります。その使用料の算定の基礎といたしましては、民有林の補助林道をやるという場合と大体同じような計算の基礎に基いてその使用料というものを算出するといふ考へ方ではないかと思ひます。で、両者におきましてほとんどその優劣の差はない、ただ道ができてあと伐採するときにはまあ払へばいいという、支払いの点で非常にまあ楽になる、支払い方法の点で楽になるということに

なるわけであります。

○仲原善一君 法律の改正の中で、政令にゆだねられている問題が若干あるようにございまして、資料もいたしたいと思いますが、これをもう少し詳しく御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(山崎實君) 政令で定めますこの関連林道を実施します区域の選定基準の問題につきましては、この国有林と民有林が一つの地域に併存いたしてございまして、その両者を合せた開発対象面積が一千町歩以上であるといふこと、かつ国有林、民有林の面積がその一千町歩以上の区域の中で、いづれも全対象面積の三〇%以上であるといふ条件をまず置いたわけでありまして、次に、開発対象地域の蓄積が、原則として一町歩当り用材四百二十石、薪材二百石以上であること、これは現在の幹線林道を補助し、民有林の幹線林道開設の場合の補助の基準と同様にいたしているわけでありまして、この両者を具体的な基準といたしまして、全国の林道網計画の中から今までの資料に基づきまして約四十の路線を敷こうとして選定したという段階でありまして、この四十の路線が果してこの基準に該当するかどうかという点は、営林局並びに県に現在細部の検討を命じているという段階にあるのであります。

○仲原善一君 事業が委託によって行われるという仕組みのようでありまして、直営をやる場合と比較して、どうして委託にせねばならぬのか、国の直営でもできそうなんだがという気がいたすのですが、その点の理由と、それから委託をやられた場合に、事業の監督というふうなことはどういふこと

になるのか。会計の経理なんかはどういふことになるのか、その点をお伺いいたします。

○政府委員(山崎實君) 国有林野事業特別会計がこれをみずから実行するといふことも一応考えられるわけでありまして、これは当初に御説明いたしましたが、国有林におきましては、昭和三十四年度から生産力増強計画を全国的に実施するようになったのでありまして、国有林林道の開設の事業といふものが、三十三年度は約二十四億円程度の事業規模であったのでありますが、三十四年度からは約十億円増加した三十四億円の規模になるわけでありまして、また一方、やはり技術者といふ面から考えましても、国有林におきましては、前年度に比しまして三十四年度は約一割程度の事業規模の増加もあるといふふうな点からいたしまして、これだけの経常的な国有林の事業が増加した上に、さらに本年度約七億に達します関連林道事業を国有林の現在の機構でやるということには、国有林としては非常に困難があるといふふうな点からいたしまして、森林開発公団が、現在までやりました事業予定のように、順調に終了する段階にもなっております。また、その能力、経験等からいたしまして、公団にこういうものを十分やるだけの能力もあるといふ点からいたしまして、公団にこれを実行さすといふことに考えたわけでありまして、この方法といたしましては、国有林野事業特別会計と公団とが契約によりまして設計の委託をする。またこれを、設計を国として審査いたしまして、適当と認めた場合には、

○仲原善一君 事業が委託によって行われるという仕組みのようでありまして、直営をやる場合と比較して、どうして委託にせねばならぬのか、国の直営でもできそうなんだがという気がいたすのですが、その点の理由と、それから委託をやられた場合に、事業の監督というふうなことはどういふこと

その実行についてのやはり委託契約を行う。それに基きまして公団が事業を実施する。で、公団の事業が一応終了した段階に、それを国有林野事業特別会計の責任あるものが終了検査を厳密に行いまして、その終了検査に合格した場合に初めて国有林野事業が完成したといふことで特別会計の林道にそれを直していくという形にしようと考えております。

○東隆君 森林開発公団の開発ですが、「政令で定める区域の選定基準」といふところで、開発は伐採を中心に考えているように思いますが、私には伐採を中心と考えてくると、具体的にはこの三の方の条項ですね、カット(白)の条項、こういうふうな条項は、いよいよ伐採ばかりを中心にして考えられているように思ひますけれども、こうなんですが、問題は民有林と国有林との関連において、場合によつては国有林はもう少し造林の方面をやらなければならぬ、民有林の方は非常にいい、そういうふうな場合にも、やはり国でもつて林道を作るのがいいと思ひますが、それから逆に民有林は悪くなつていく、しかし、国有林が非常にいいのだ、それを出す場合にやはり林道を作る、こういうふうなのがかえつて実態じゃないかと思うのです。両方とも相当なものであつて、これを伐採を中心にして、そしてどっちかといふと一部業者のためにばかり考えているのではないか、こういうふうなことを考えられますが、私はやはり公団をこしらえてやるからには、開発といふのをもう一つ別な意味で新旧のプラス・マイナス両方を考えてくると、この区域の選定基準といふものに少し

○仲原善一君 事業が委託によって行われるという仕組みのようでありまして、直営をやる場合と比較して、どうして委託にせねばならぬのか、国の直営でもできそうなんだがという気がいたすのですが、その点の理由と、それから委託をやられた場合に、事業の監督というふうなことはどういふこと

私疑問が出てくると思うのですが、それはどういふふうにお考えでしようか。

○政府委員(山崎實君) この奥地幹線林道を開設するといふ個所につきましては、ほとんど入り口は別にいたしまして、その大部分がいわゆる奥地天然林という形で残されておるのが通例でありまして、その全国的な基準から考えまして、一町歩当り用材四百二十石ですが、薪炭材二百石という制限は決して高い数量ではないと思ひます。先ほど申し上げましたように、これに該当しないといふふうなものは、われわれとしては、ほとんどないのじゃないかといふふうにお考えおるわけでありまして、先生のお話のように、そういう路線が絶対ないといふわけにはいかぬと思ひますが、そういう路線に對しましては、われわれとしても、その開設につきまして、今後の問題として現在考えております幹線林道といふものが三、四年で終るわけでありまして、その次の段階としてそういうものを取り上げるべきかどうか、あるいはまた一千町歩といふような制限をさらに緩和いたしまして、もう少し対象をふやして事業をやるべきじゃないかといふふうな問題につきましては、両者あわせてこの次の段階の問題として早急に研究して結論を出したいといふように考えておる次第であります。

○委員長(秋山俊一郎君) 御質疑はございせんか。
ちょっと速記をとめて下さい。
〔速記中止〕
○委員長(秋山俊一郎君) 速記をつけ下さい。
それじゃ、ただいま御懇談いたしま

したように、明日は、この法案と、それから開拓融資保証法の問題、これの審議を続行する。そうしてでき得れば討論採決をやる。それからただいまお話の御了解を得ましたようになつてん菜糖関係の二法案、それから酪農振興法及び災害補償法の一部改正、これをやつていきたいと思ひます。
それでは本日は、これをもって散会いたします。
午後三時五十八分散会

二月二十四日本委員会に左の案件を付託された。
一、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月二十六日)

二月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、日本てん菜振興會法案
一、臨時てん菜糖製造業者納付金法案

日本てん菜振興會法案
日本てん菜糖製造業者納付金法案

目次	
第一章 総則(第一条―第八条)	
第二章 役員等(第九条―第二十条)	
第三章 業務(第二十一条―第二十四条)	
第四章 財務及び会計(第二十五条―第三十四条)	
第五章 監督(第三十五条―第三十六条)	
第六章 雑則(第三十七条―第三十八条)	
第七章 罰則(第三十九条―第四十条)	

十二条

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 日本てん菜振興会は、てん菜及びてん菜糖に関する試験研究、優良なてん菜の原産種及び原種の生産及び配布等に関する業務を総合的に行うことにより、てん菜の生産の振興及びてん菜糖工業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 日本てん菜振興会(以下「振興会」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 振興会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 振興会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 振興会の資本金は、一千万円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、振興会に追加して出資することができる。この場合において、振興会は、その出資額により資本金を増加するものとする。

(定款)

第五条 振興会は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金及び資産に関する事項

五 役員及び運営審議会に関する事項

事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項

八 公告に関する事項

九 定款の変更に関する事項

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第六条 振興会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)

第七条 振興会でない者は、日本てん菜振興会という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、振興会に準用する。

第二章 役員等

(役員)

第九条 振興会に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

2 振興会に役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第十条 理事長は、振興会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して振興会

の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、振興会の業務を監査する。

(役員の任期)

第十一条 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2 理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十二条 理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員の欠格条項)

第十三条 国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者で、非常勤のものを除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

(役員の解任)

第十四条 農林大臣は、理事長又は監事が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 理事長は、理事が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第十五条 農林大臣は、理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認め

るとき、又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(理事長の職務)

2 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、農林大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

(役員等の兼職禁止)

第十六条 役員(非常勤の者を除く)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十七条 振興会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が振興会を代表する。

(代理人の選任)

第十八条 理事長は、理事又は振興会の職員のうちから、振興会の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十九条 振興会の職員は、理事長が任命する。

(運営審議会)

第二十条 振興会に運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、振興会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 運営審議会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

4 運営審議会は、委員十人以上で組織する。

5 委員は、振興会の業務に関し学識経験を有する者のうちから、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

6 委員の任期は、二年とする。

7 第十二条第一項ただし書及び第二項並びに第十五条第二項の規定は、委員について準用する。

(役員等の秘密保持義務)

第二十一条 振興会の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関し知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の地位)

第二十二条 振興会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

第二十三条 振興会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 てん菜に関する試験研究を行うこと。

二 てん菜の原産種及び原種の生産及び配布を行うこと。

三 委託を受けて前号の生産に係る原種によるてん菜の種子の生産及び配布を行うこと。

四 国内産のてん菜糖の製造に関する技術の企業化に関する試験

研究をてん菜糖の製造業者及び農林大臣の指定するその他の者に委託して行うこと。

五 国内産のてん菜糖の消費の増進を図るための普及を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務。

七 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務。

2 振興会は、前項第七号に掲げる業務を行うときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第二十四条 振興会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林省令で定める。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十五条 振興会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(収入及び支出の予算等の認可)

第二十六条 振興会は、毎事業年度、収支及び支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十七条 振興会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日まで

でに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十八条 振興会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という)を作成し、決算

完了後一月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 振興会は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十九条 振興会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 振興会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十条 振興会は、農林大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができ

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

きる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十一条 振興会は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 銀行又は農林大臣の指定するその他の金融機関への預金

二 国債又は農林大臣の指定するその他の有価証券の取得

(財産の処分等の制限)

第三十二条 振興会は、農林省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十三条 振興会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(農林省令への委任)

第三十四条 この法律に規定するもののほか、振興会の財務及び会計に關し必要な事項は、農林省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十五条 振興会は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができ

(報告及び検査)

第三十六条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、振興会の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十七条 振興会の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十八条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第五條第二項、第二十三條第二項、第二十四條第一項、第二十六條、第三十條第一項若しくは第二項ただし書又は第三十二條の認可をしようとするとき。

二 第二十八條第一項又は第三十三條の承認をしようとするとき。

三 第三十一條第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

四 第二十四條第二項、第三十二條又は第三十四條の農林省令を定めようとするとき。

第七章 罰則

第三十九條 第二十一條の規定に違反してその職務に關して知得した

秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第四十條 第三十六條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

には、その違反行為をした振興会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十一條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした振興会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六條第一項の政令に違反して登記をすることを怠つたとき。

三 第二十三條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十一條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十五條第二項の命令に違反したとき。

第四十二條 第七條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(振興会の設立)

第二条 農林大臣は、第十一条第一項の例により、振興会の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、振興会の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとす。

第三条 農林大臣は、設立委員を命じて、振興会の設立に関する事務を処理させる。

第四条 設立委員は、定款を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府に対し、出資金の払込を求めなければならない。

3 政府は、前項の規定により出資金の払込を求められたときは、第四条第一項の規定による出資金の全額を払い込まなければならない。

4 設立委員は、前項の規定による出資金の払込があつた日において、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

5 第三十八条の規定は、第一項の認可をしようとする場合に準用する。

第五条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第四項の規定による事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条 振興会は、設立の登記をす

ることによつて成立する。

(経過規定)

第七条 この法律の施行の際現に日本てん菜振興会という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しななければならない。

2 第七条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第八条 振興会の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十五年三月三十一日に終るものとする。

第九条 振興会の最初の事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画については、第二十六条中当該事業年度の開始前に「とあるのは、」振興会の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第十条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本貿易振興会」の下に「日本てん菜振興会」を、「日本貿易振興会法」の下に「日本てん菜振興会法」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十一条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ三ノ次に次の一号を加える。

六ノ三ノ四 日本てん菜振興会ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十二条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三号第一項第十号中「日本蚕繭事業団」の下に「日本てん菜振興会」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十三条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四号第三号中「日本蚕繭事業団」の下に「日本てん菜振興会」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本蚕繭事業団」の下に「日本てん菜振興会」を加える。

臨時てん菜糖製造業者納付金法案

臨時てん菜糖製造業者納付金法案

(目的)

第一条 この法律は、てん菜生産振興臨時措置法(昭和二十八年法律第二号)の施行前の設置に係るてん菜糖の製造場につきてん菜糖の製造を業とする者について、同法によるてん菜糖の政府買入制度のもとにおいては、その買入の価格がその生産費を基準として定められることとなつてゐるため他のてん菜糖製造業者に比較して多額の利益を生ずることがなかつたが、関税定率法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第

号)による砂糖の関税率の引上げの措置及び砂糖消費税法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第

号)により砂糖消費税の税率の引下げの措置の実施後においては、これらの措置により当該製造場に係る償却費に関する負担の寡少等による低額の生産費に應じ他のてん菜糖製造業者に比較して特別の利益を生ずることとなり、これを放置すれば、てん菜の生産の現状とてん菜糖工業の特殊性から、てん菜糖製造業者間における公正な競争の基礎が失われると認められることにかんがみ、これらの法律に係る措置によつて当該てん菜糖製造業者に生ずる利益の調整を図り、もつててん菜の生産の振興とてん菜糖工業の健全な発展に資することを目的とする。

(納付金を納める義務)

第二条 てん菜糖の製造を業とする者で、昭和二十九年から昭和三十三年まで毎年、その製造したてん菜糖の全部又は大部分をてん菜生産振興臨時措置法第四条第一項の規定により政府に買入れられたものが昭和三十四年一月一日において現にてん菜糖の製造事業の用に供してゐたてん菜糖の製造場(以下「指定製造場」という。)についててん菜糖の製造を業とする者(以下「特別てん菜糖製造業者」という。)は、指定製造場において製造したてん菜糖を昭和三十四年十月一日から昭和三十九年九月三十日までの期間内において当該指定製造場から移出したときは、その移出したてん菜糖につき、その重

量に応じて、一キログラム当り六円の割合で計算した金額を納付金として政府に納めなければならない。

2 農林大臣は、指定製造場の位置その他必要な事項を告示しなければならない。

(みなし移出)

第三条 昭和三十九年九月三十日までに指定製造場において製造され、同日までに当該指定製造場から移出されてゐないてん菜糖については、同日に移出されたものとみなして、この法律の規定を適用する。

(納付金の軽減又は免除)

第四条 次の各号の一に該当する場合には、農林大臣は、特別てん菜糖製造業者の申請に基づき、政令で定めるところにより、第二条第一項の納付金(以下単に「納付金」という。)の額を軽減し、又は免除することができる。

一 特別てん菜糖製造業者が指定製造場に係る震災、風水害、火災その他の災害により著しい損害を受けたとき。

二 砂糖の価格の長期にわたる異常な低落その他特別てん菜糖製造業者の責に帰することができない理由によりその者に納付金を納めさせることが適当でないとき。

(移出重量等の申告)

第五条 特別てん菜糖製造業者は、指定製造場ごとに、昭和三十五年

から昭和三十九年まで、毎年十月十日までに、その日の属する年の前年の十月一日から一年間に当該指定製造場から移出したてん菜糖

の重量を申告する。

第六条 農林大臣は、前項の申告を

検査する。

の重量その他政令で定める事項を記載した申告書を農林大臣に提出しなければならない。

(移出重量の決定通知)

第六条 前条の申告書を提出すべき者がこれを提出しなかつたとき、又は当該申告書の提出があつた場合において当該申告書に記載された移出に係るてん菜糖の重量が農林大臣において調査したところと異なるときは、農林大臣は、その調査によつてその者の移出に係るてん菜糖の重量を決定し、これを当該申告書を提出すべき者又は当該申告書を提出した者に通知する。

(納付金の徴収)

第七条 納付金は、昭和三十五年から昭和三十九年まで、毎年十月三十一日を納期限として、農林大臣が、その納期限の属する年の前年の十月一日から一年間に指定製造場から移出したてん菜糖に係る分を徴収する。

(徴収猶予)

第八条 農林大臣は、特別てん菜糖製造業者が指定製造場に係る震災、風水害、火災その他の災害により損害を受けた場合、砂糖の価格が長期にわたり政令で定める価格水準より低落した場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、特別てん菜糖製造業者が納付金を一時に納めることが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、その納めることが困難であると認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、三年以内の期間を限り、

その徴収を猶予することができる。

2 農林大臣は、前項の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予した期間内にその猶予した金額を納めることができないやむを得ない理由があると認めるときは、特別てん菜糖製造業者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、同項の期間とあわせて五年をこえることができない。

(督促等)

第九条 農林大臣は、特別てん菜糖製造業者が納付金をその納期限までに納めないときは、期限を指定してその納付を督促しなければならない。

2 前項の規定による督促は、督促状によつて行うものとする。この場合において、督促状により指定すべき同項の期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

3 第一項の規定による督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百三十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

第十条 農林大臣は、前条第一項の規定による督促を受けた特別てん菜糖製造業者が、同項の規定により指定された期限までに納付金及び次条第一項の延滞金を納めないときは、国税滞納処分の例により、これを処分する。

第十一条 農林大臣は、第九条第一項の規定による督促をしたときは、その滞納に係る納付金の金額百円につき一日三銭の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産

差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。

2 農林大臣は、前項の延滞金のうち、第八条の規定により徴収の猶予をした期間に対応する部分の額を免除することができる。

第十二条 第十条の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税につぐものとする。

(報告徴収等)

第十三条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、特別てん菜糖製造業者に対し、業務及び財産の状況に関し報告を求め、又は職員に、特別てん菜糖製造業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、特別てん菜糖製造業者に対し質問させ、若しくは帳簿、その書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入り、質問し、又は検査する場合に、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入、質問及び検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第十四条 第五条の規定による申告書の提出を怠り、又は虚偽の申告書を提出した者は、十万円以下の罰金に処する。

第十五条 次の各号の一に当該する者は、五万円以下の罰金及は科料に処する。

一 第十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告を

した者

二 第十三条第一項の規定による職員の質問に対し、答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

三 第十三条第一項の規定による帳簿、書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第十六条 特別てん菜糖製造業者の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が当該特別てん菜糖製造業者の業務又は財産に関し、前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該特別てん菜糖製造業者に対しても、各本条の刑を科する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

二月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、水産物小売業者の育成施策確立に関する請願(第九一八号)

一、市町村に対する農地等の転用のための権利移動の制限撤廃に関する請願(第九六六号)

一、水産業改良助長の法制化に関する請願(第九九九号)

一、漁業協同組合整備特別措置の法制化に関する請願(第一〇〇〇号)

第九一八号 昭和三十四年二月十三日受理

水産物小売業者の育成施策確立に関する請願

請願者 岡山市二日市町二岡山魚市場仲買小売組合連合会内 中田佐一外

一名

紹介議員 秋山 長造君

水産物小売業者を指導育成するため、(一)水産物小売業者の市場別登録制を実施すること、(二)水産庁内に消費部を設け、小売商の実態を把握し、水産物小売商の適確な育成対策を各般にわたつて実現すること等の施策をすみやかに講ぜられたいとの請願。

第九六六号 昭和三十四年二月十七日受理

市町村に対する農地等の転用のための権利移動の制限撤廃に関する請願

請願者 滋賀県草津市議会議長 小寺利一外九名

紹介議員 村上 義一君

近時都市の発展に伴い、公共事業の用に供する農地等の転用が、強く要請されているが、農地法第五条に、国又は都道府県が、農地又は採草放牧地の権利を移動する場合には、例外として認め、市町村が同様の公共事業の目的に転用する場合には許可を必要とする制限規定があることは、同法の趣旨に一貫性を欠くと共に地方行政上多大の支障を与えているから、市町村に対する農地等の転用も国又は都道府県と同様権利移動の制限を撤廃せられたいとの請願。

第九九九号 昭和三十四年二月十九日受理

水産業改良助長の法制化に関する請願

請願者 札幌市北三条西七丁目社団法人北海道水産会 会長 野口常利

紹介議員 東 隆君

水産業技術改良普及事業の拡充を図

り、沿岸漁民の資質の向上と漁業生産ならびに漁家経済の合理化を期するため、すみやかに水産業改良助長法を制定せられたいとの請願。

第一〇〇〇号 昭和三十四年二月十九日受理

漁業協同組合整備特別措置の法制化に関する請願

請願者 札幌市北三条西七丁目

社団法人北海道水産会

会長 野口常利

紹介議員 東 隆君

農業協同組合に対しては、整備特別措置法の措置が講ぜられているが、漁業協同組合に対しては、このような制度が確立していないため、最近北海道をはじめ各府県においては条例をもつて漁業協同組合の整備強化を図ってきたのであるが、災害復旧資金、国の求償権等、道の条例をもつては解決できない問題等があるから、農業協同組合と同様、(一)国の助成措置を講ずること、(二)借入金償還の緩和を図ること、(三)利子の減免を行うこと、(四)指導員制度の強化を講ずること、等を実現のため漁業協同組合整備特別措置法の立法化を図られたいとの請願。